

第3章

各地域における 合併協議の状況

第3章 各地域における合併協議の状況

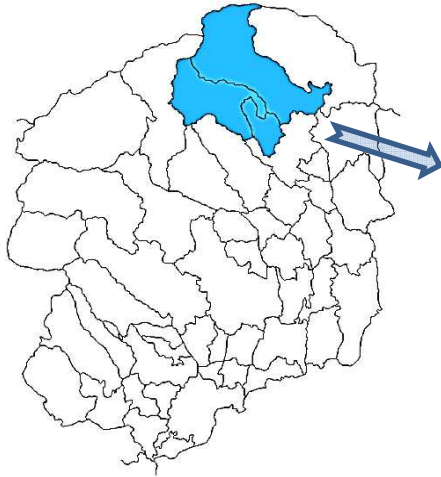
- 1 合併市町の概要
- 2 合併に至らなかった法定協議会
- 3 住民発議・住民投票

1 合併市町の概要



なすしおばらし

(1) 那須塩原市



新市の将来像 (市町村建設計画から)

人と自然がふれあう
やすらぎのまち
那須塩原

① 概況

合併方式	新設合併（黒磯市、那須郡西那須野町及び同郡塩原町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する）
合併期日	平成17年1月1日
新市の名称	那須塩原市
事務所の位置 (合併協定時)	<ul style="list-style-type: none"> ・黒磯市役所〔黒磯市共墾社108番地2〕 ・総合支所方式（黒磯市、西那須野町、塩原町） ・将来の庁舎の位置は、那須塩原駅周辺とする。
人口 (住民基本台帳)	114,069人（平成16年12月末日） 〔黒磯市 60,381人, 西那須野町 44,952人, 塩原町 8,736人〕
面積	592.82 km ² （H16国土地理院） 〔黒磯市 343.12km ² , 西那須野町 59.63km ² , 塩原町 190.07km ² 〕

② 合併協議会の概要

協議会の名称	黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会
設置年月日	平成15年1月23日
開催状況	平成15年1月25日～平成16年12月17日 全23回開催
廃止年月日	平成16年12月31日

③ 市町村合併を必要とした理由（合併申請書から）

○ 地方分権の推進

住民に身近な行政の権限をできる限り地方自治体に移し、地域の創意工夫によるまちづくり、行政運営を地方自治体の責任において実施できるように地方分権が推進されており、その実行段階への取組みが始まっている。

○ 生活圏の広域化への対応

車社会の進展、交通網の発達などにより日常の生活圏が拡大し、住民一人ひとりの生活圏の広がりも様々となってきており、これにともない広域的な観点からまちづくりや行政サービスなどを進めていくことが求められている。

○ 少子高齢化への対応

社会状況やライフスタイルの多様化にともない出生率が低下するとともに、平均寿命が伸び、子どもの減少と高齢者の増加が一層進展している。そのため、高齢者への福祉サービスの提供や子どもを育てながら働きやすい環境づくりなどが課題となってきている。これらに適切に対応していくためには、財源の確保やマンパワーを確保するシステムづくりなどが必要となる。

○ 多様化する住民ニーズへの対応

住民のライフスタイルや価値観の多様化、IT等による技術革新の進展などにもない、住民が求めるサービスが多様化、高度化しており、これに対応するため専門的・高度な能力を有する職員の育成・確保が求められている。

○ 国・地方財政の悪化

社会全体が低成長時代に入り、国・地方ともにきびしい財政状況にあり(国・地方で約700兆円の負債)、国から市町村に流れてくる地方交付税、国庫補助金等も一層縮小されることが予想される。現在の財政状況では、これまでのとおりのペースでまちづくりをすることが困難となる。

○ 行政能力の向上

危機的な財政状況にあるなかで、行政サービスの水準を確保しながら行政コストをできるだけ抑制するとともに、新たなサービス需要への対応も必要となり、より効率的な行財政運営が求められている。

④ 合併の経緯等

年月日	主な事項
平成13年 6月26日	「4市町ステップアップ研究会」を設置（黒磯市、那須町、西那須野町、塩原町）
平成14年 9月30日	「4市町合併研究会」を設置（黒磯市、那須町、西那須野町、塩原町）
平成14年12月24日	住民発議による黒磯市長に対する那須町、西那須野町、塩原町との合併協議会設置の請求(合併旧法第4条) 〔有効署名数:3,903名〕

平成14年12月25日	黒磯市長から関係3町長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会 *住民発議(H14.12.24)関連手続
平成14年12月25日	4市町合併研究会廃止
平成15年 1月17日	黒磯市長、西那須野町長、塩原町長が法定合併協議会設置を表明(那須町は不参加)
平成15年 1月23日	黒磯市、西那須野町、塩原町議会において、法定合併協議会設置議案を可決 「黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会」を設置
平成15年 1月25日	第1回「黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会」開催
平成15年 2月27日	H15.2.27までに、黒磯市長に対し、関係3町長から「議会に付議しない」旨の回答 〔終了〕 *住民発議(H14.12.24)関連手続
平成15年 3月25日	県が合併重点支援地域に指定(黒磯市、西那須野町、塩原町)
平成15年 5月19日	第4回「黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会」開催 〔合併方式「新設合併」、合併期日「平成17年1月1日」確認〕
平成15年 6月16日	新市の名称を公募
平成15年 8月26日	第7回「黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会」開催 〔新市の名称「那須塩原市」確認〕
平成15年 9月26日	第8回「黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会」開催 〔事務所の位置は「黒磯市役所、黒磯市、西那須野町、塩原町の3支所とも総合支所方式、将来の新庁舎の位置は那須塩原駅周辺」確認〕
平成15年10月 2日	黒磯市長に対し、合併の是非を問う住民投票条例制定の直接請求(地方自治法第74条) 〔有効署名数:19,784名〕
平成15年10月22日	黒磯市議会において、合併の是非を問う住民投票条例案を否決〔否18:可5〕 〔終了〕 *直接請求(H15.10.2)関連手続
平成16年 3月15日	住民発議による黒磯市長に対する大田原市、湯津上村、黒羽町、那須町との合併協議会設置の請求(合併旧法第4条) 〔有効署名数:1,228名〕 黒磯市長から関係4市町村長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会

平成16年 4月22日	西那須野町長に対し、合併の是非を問う住民投票条例制定の直接請求(地方自治法第74条) 〔有効署名数:2,010名〕
平成16年 5月 6日	住民発議による那須町長に対する大田原市、黒磯市、湯津上村、黒羽町、西那須野町、塩原町との合併協議会設置の請求(合併旧法第4条) 〔有効署名数:5,320名〕 那須町長から関係6市町村長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会
平成16年 5月12日	西那須野町議会において、合併の是非を問う住民投票条例案を否決〔否13:可6〕〔終了〕 *直接請求(H16.4.22)関連手続
平成16年 5月14日	H16.5.14までに、黒磯市長に対し、関係4市町村長から「議会に付議しない」旨の回答〔終了〕 *住民発議(H16.3.15)関連手続
平成16年 5月28日	第17回「黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会」開催 〔すべての協定項目について確認〕
平成16年 6月16日	H16.6.16までに、住民発議による大田原市、黒磯市、湯津上村、黒羽町、那須町、西那須野町、塩原町の各市町長に対する他の関係市町村との合併協議会設置の請求(合併旧法第4条の2 同一請求) 〔有効署名数:計16,284名〕
平成16年 6月24日	合併協定調印式
平成16年 6月30日	黒磯市、西那須野町、塩原町議会において、合併関連議案を可決
平成16年 7月12日	県知事に廃置分合申請
平成16年 8月 2日	H16.8.2までに、那須町長に対し、関係6市町村長から「議会に付議しない」旨の回答〔終了〕 *住民発議(H16.5.6)関連手続
平成16年 8月18日	H16.8.18までに、関係7市町村議会において、合併協議会設置議案を議決〔湯津上村のみ可決、他6市町は否決〕〔終了〕 *住民発議(H16.6.16)関連手続
平成16年10月 7日	県議会において、廃置分合議案を可決
平成16年10月12日	県知事が廃置分合を決定
平成16年11月 5日	総務大臣による市町の廃置分合告示

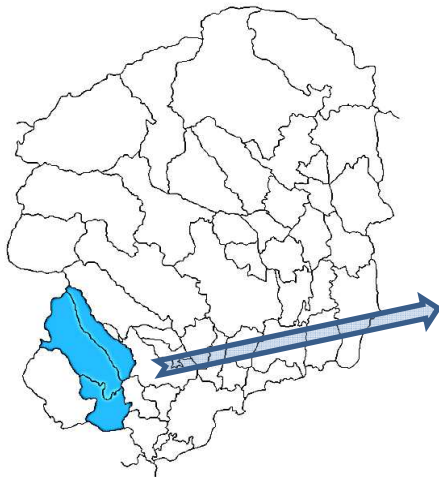
平成16年12月31日	黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会廃止
平成17年 1月 1日	合併

⑤ 合併の特徴

議会議員の取扱い	合併旧法第7条第1項の規定を適用し、平成17年4月30日まで、引き続き新市の議会の議員として在任する。〔在任特例〕 新市の議会議員の定数は、32人とする。
農業委員会の取扱い	合併旧法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
地方税の取扱い	1市2町で差異がないものは、現行のまま新市に引き継ぐ。 1市2町で差異のあるものは、次のとおりとする。 ① 法人市民税均等割：西那須野町の例による。 ② 入湯税：塩原町の例による。 ③ 都市計画税：税率を0.3%とする。(平成19年度までは0.2%) ④ 納期：固定資産税及び都市計画税は、黒磯市の例による。 軽自動車税は、塩原町の例による。



さのし
(2) 佐野市



新市の将来像 (市町村建設計画から)

育み支え合うひとびと、
水と緑と万葉の地に広がる
交流拠点都市

① 概況

合併方式	新設合併（佐野市、安蘇郡田沼町及び同郡葛生町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する）
合併期日	平成17年2月28日
新市の名称	佐野市
事務所の位置 (合併協定時)	・ 佐野市役所〔佐野市高砂町1番地〕 ・ 庁舎は、本庁舎、田沼庁舎、葛生庁舎を置く。
人口 (住民基本台帳)	125,587人（平成17年1月末日） 〔佐野市 84,044人、田沼町 29,343人、葛生町 12,200人〕
面積	356.07 km ² （H16国土地理院） 〔佐野市 84.37km ² 、田沼町 180.04km ² 、葛生町 91.66km ² 〕

② 合併協議会の概要

協議会の名称	佐野市・田沼町・葛生町合併協議会
設置年月日	平成10年4月1日
開催状況	平成10年7月30日～平成16年11月15日 全28回開催
廃止年月日	平成17年2月27日

③ 市町村合併を必要とした理由（合併申請書から）

○ 行政需要の広域化・高度化への対応

佐野市、田沼町及び葛生町は、住民の通勤、通学、買い物、医療面等において、一つの生活圏を形成しており、合併により効率的、効果的な行政運営が期待される。

○ 行政能力の向上と総合的・計画的施策の展開

市町村は、住民にもっとも身近な基礎的自治体として、福祉、環境、情報、教育等の各分野における社会情勢の変化や新しい行政課題に対応するため、優れた行政能力の確立を迫られている。合併に伴う総合行政の展開により、管理部門の効率化を図り、重要施策や専門的な知識を要求される施策に対する組織、体制を整え行政能力を向上させなければならない。また、広域的なまちづくりにより、より広がりのある行政の展開が可能となる。

○ 地方分権への対応と財政運営の効率化

地方分権が進むなか、的確に対応するために自治能力の向上、財政運営の効率化が不可欠である。新市は、人口において約12万5千人、面積では約356平方キロメートルとなり、合併に伴う規模拡大による効果を発揮しやすい条件にある。

○ 地域の一体化による活性化と競争力の向上

合併に伴い住民が一体化することにより、コミュニティ活動、生涯学習等の住民活動の規模とレベルが高まり、一層活性化することが期待される。各市町が持つ歴史や文化、豊かな自然や産業が合わさることにより、地理的な立地条件と相まって、交通の要衝としての役割が高まり、産業、観光等域外に対する競争力が一層強化されることになる。

④ 合併の経緯等

年月日	主な事項
平成 9年12月 4日	住民発議による佐野市、田沼町、葛生町の各市町長に対する他の2市町との合併協議会設置の請求(合併旧法第4条) 〔有効署名数:計20,580名〕
平成 9年12月10日	3市町長はそれぞれ、他の市町長に対し、合併協議会設置に関する議会付議について意見照会 *住民発議(H9.12.4)関連手続
平成10年 2月13日	3市町長からそれぞれ、他の市町長に対し、合併協議会設置について議会に付議する旨の回答 *住民発議(H9.12.4)関連手続
平成10年 3月20日	佐野市、田沼町、葛生町議会において、法定合併協議会設置議案を可決 *住民発議(H9.12.4)関連手続
平成10年 4月 1日	「佐野市・田沼町・葛生町合併協議会」を設置
平成10年 7月30日	第1回「佐野市・田沼町・葛生町合併協議会」開催

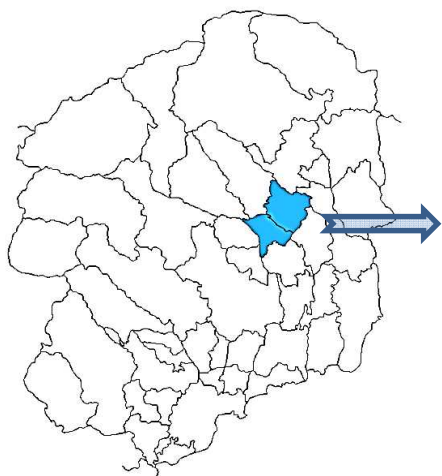
平成13年12月26日	第9回「佐野市・田沼町・葛生町合併協議会」開催 〔合併の方向で協議を進めることを確認〕
平成14年 1月 9日	県が合併重点支援地域に指定（佐野市、田沼町、葛生町）
平成14年11月23日	合併協議会が市町村合併講演会を佐野市文化会館にて開催〔約700名参加〕
平成14年12月26日	第15回「佐野市・田沼町・葛生町合併協議会」開催 〔合併方式「新設合併」、合併期日「平成17年2月中旬から3月上旬」、新市の名称「佐野市」、事務所の位置「佐野市役所(庁舎は本庁舎、田沼庁舎、葛生庁舎)」確認〕
平成15年 8月28日	第20回「佐野市・田沼町・葛生町合併協議会」開催 〔合併期日「平成17年2月28日」確認〕
平成15年 8月31日	合併協議会が合併シンポジウムを佐野市文化会館にて開催〔約700名参加〕
平成16年 2月 9日	第25回「佐野市・田沼町・葛生町合併協議会」開催 〔すべての協定項目について確認〕
平成16年 2月19日	合併協定調印式
平成16年 2月27日	佐野市議会において、合併関連議案を可決
平成16年 3月 3日	田沼町、葛生町議会において、合併関連議案を可決
平成16年 3月11日	県知事に廃置分合申請
平成16年 6月14日	県議会において、廃置分合議案を可決
平成16年 6月24日	県知事が廃置分合を決定
平成16年 7月16日	総務大臣による市町の廃置分合告示
平成17年 2月27日	佐野市・田沼町・葛生町合併協議会廃止
平成17年 2月28日	合併

⑤ 合併の特徴

議会議員の取扱い	合併旧法の規定を適用せず、公職選挙法第33条第3項及び第117条の規定に基づき、設置選挙を行う。 新市の議会議員の定数は、32人とする。
農業委員会の取扱い	合併旧法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
地方税の取扱い	1市2町で差異がないものは、現行のまま新市に引き継ぐ。 1市2町で差異のあるものは、次のとおりとする。 ① 個人市民税均等割：合併年度及びこれに続く3年度は不均一課税とする。 ② 入湯税：合併時に田沼町の制度を適用する。 ③ 納期：固定資産税及び都市計画税は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から佐野市の制度を適用する。 鉦産税は、合併時に佐野市の制度を適用する。



さくらし
(3) さくら市



新市の将来像 (市町村建設計画から)

安心して暮らせ、
地域・ひと・ものを結ぶ、
魅力いっぱいのまち

① 概況

合併方式	新設合併（塩谷郡氏家町及び同郡喜連川町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する）
合併期日	平成17年3月28日
新市の名称	さくら市
事務所の位置 (合併協定時)	・氏家町役場〔氏家町大字氏家2771番地〕 ・喜連川町役場を喜連川支所とする。
人口 (住民基本台帳)	41,748人（平成17年2月末日） 〔氏家町 30,370人, 喜連川町 11,378人〕
面積	125.46 km ² （H16国土地理院） 〔氏家町 49.99km ² , 喜連川町 75.47km ² 〕

② 合併協議会の概要

協議会の名称	氏家町・喜連川町合併協議会
設置年月日	平成15年8月5日
開催状況	平成15年8月20日～平成17年3月17日 全19回開催
廃止年月日	平成17年3月27日

③ 市町村合併を必要とした理由（合併申請書から）

○ 自治体の自立

市町村は住民に最も身近な自治体であり、住民へのサービスの提供主体であることから、政策的・財政的自立が不可欠である。しかしながら、三位一体の改革やますます悪化する経済情勢の影響等のため、地方自治体の財政状況もより厳しい状況が予想される。そのため、小規模自治体では職員数や財政状況から自立には多くの課題があるため、合併により自治体経営基盤の整備を図る必要がある。その意味でも2町での合併推進による行政財政基盤の確立が急務である。

○ 少子高齢化社会への対応

人口規模は、平成12年国勢調査では40,030人、平成16年3月31日時点での住民基本台帳人口は41,413人で、順調に増加傾向を示している。年齢構成では、少子高齢化の進展により、今後は老年人口の大幅な増加が見込まれる。その結果、高齢者福祉等の大幅な増大と、生産人口と高齢人口の構成比が近づくことによる費用負担の増大も予測され、人口規模が小さな自治体ではその対応が困難であると懸念される。

○ 2町の現況

2町はともに塩谷広域行政圏で、地理的にも住民の生活圏での一体性を有している。

① 生活圏の一体性

当該地域内の常住の通勤通学者数は22,376人で、その内、13,802人、61.7%が当該地域内で就業し、また病院への外来通院では、1,813人の外来通院者の内1,297人、71.5%が地域内で通院している。購買活動では、氏家町が65.9%、喜連川町では46.1%が地域内での地元購買率を示し、生鮮食品や日常買い回り品を中心として地元での購買が高い。

② 交通軸の共有

当該地域は、南北にJR東北線、国道4号といった国土の重要幹線が通過しており、また東西には国道293号が地域の重要な幹線軸となっていて、当地域の緊密な連携に大きく寄与し、地域の一体性醸成に大きな役割を果たしている。特にJR氏家駅は、2町の住民及び観光客の鉄道利用の大部分を担っている。

③ 行政分野等での一体性

行政面では、塩谷郡市1市4町及び塩原町が昭和36年に伝染病隔離病者利用組合を設立し、広域行政での取り組みがなされた。同45年に塩原町が同組合を脱退後、同46年に塩谷郡市消防組合が発足、同48年には塩谷地区広域行政事務組合となり、消防・塵芥処理・斎場・し尿処理・視聴覚ライブラリー等幅広い分野にわたって、共同して行政事務処理を進めてきた。また、県行政についても、県税事務所・農業振興事務所・土木事務所・教育事務所・健康福祉センター等の出先機関が塩谷郡市の1市4町を管轄として合併している。そのため、新市の枠組みとしてはこれらの広域的な枠組みの一部として各組織の維持に寄与することとなり、既に実績のある広域行政組合等へも影響はない。

④ 合併の経緯等

年月日	主な事項
平成15年 2月28日	住民発議による矢板市長に対する塩谷町、氏家町、高根沢町、喜連川町との合併協議会設置の請求(合併旧法第4条) 〔有効署名数:3,254名〕

平成15年 3月 4日	矢板市長から関係4町長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会 *住民発議(H15.2.28)関連手続
平成15年 3月28日	H15.3.28までに、矢板市長に対し、高根沢町長から「議会に付議しない」、他3町長から「議会に付議する」旨の回答〔終了〕 *住民発議(H15.2.28)関連手続
平成15年 4月 1日	「塩谷地区合併研究会」を設置（矢板市、塩谷町、氏家町、喜連川町）
平成15年 6月10日	氏家町長が喜連川町との2町合併を目指すことを表明 氏家町が塩谷地区合併研究会への活動休止届出を提出
平成15年 6月13日	喜連川町長が氏家町との2町合併を推進することを表明
平成15年 6月17日	喜連川町が塩谷地区合併研究会への活動休止届出を提出
平成15年 6月20日	塩谷町長が矢板市との1市1町による合併を推進することを表明
平成15年 6月27日	矢板市が1市4町、1市3町の合併の枠組みを残しつつ塩谷町と1市1町による合併を推進することを決定
平成15年 6月30日	塩谷地区合併研究会を休止（H15.8.31 廃止）
平成15年 7月 1日	「氏家町・喜連川町市町村合併研究会」を設置（氏家町、喜連川町）
平成15年 7月31日	町民アンケートを実施（氏家町、喜連川町） 〔2町(氏家町・喜連川町)合併賛成：氏家町72.5%、喜連川町84.5%〕
平成15年 8月 4日	氏家町、喜連川町議会において、法定合併協議会設置議案を可決
平成15年 8月 5日	「氏家町・喜連川町合併協議会」を設置
平成15年 8月20日	第1回「氏家町・喜連川町合併協議会」開催
平成15年 9月 3日	第2回「氏家町・喜連川町合併協議会」開催 〔合併方式「新設合併」、合併期日「平成17年3月1日を目標期日」、事務所の位置「氏家町役場(喜連川町役場は支所)」確認〕
平成15年 9月10日	県が合併重点支援地域に指定（氏家町、喜連川町）
平成15年10月 1日	新市の名称を公募
平成15年12月25日	第6回「氏家町・喜連川町合併協議会」開催 〔新市名称「さくら市」確認〕

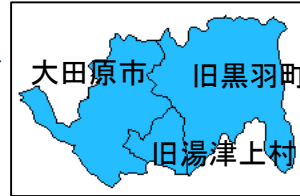
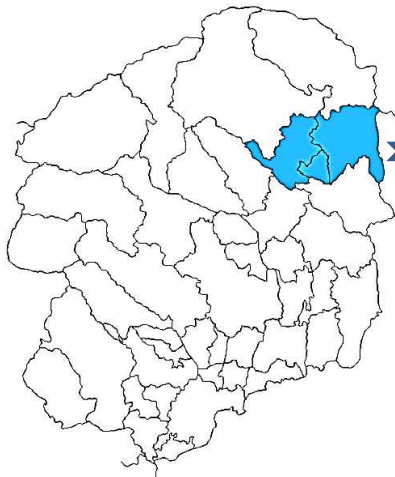
平成16年 5月27日	第12回「氏家町・喜連川町合併協議会」開催 〔合併期日「平成17年3月28日」確認〕
平成16年 7月13日	第14回「氏家町・喜連川町合併協議会」開催 〔すべての協定項目について確認〕
平成16年 7月25日	合併協定調印式
平成16年 7月26日	氏家町、喜連川町議会において、合併関連議案を可決
平成16年 8月 2日	県知事に廃置分合申請
平成16年10月 7日	県議会において、廃置分合議案を可決
平成16年10月12日	県知事が廃置分合を決定
平成16年11月 5日	総務大臣による市町の廃置分合告示
平成17年 3月27日	氏家町・喜連川町合併協議会廃止
平成17年 3月28日	合併

⑤ 合併の特徴

議会議員の取扱い	合併旧法第7条第1項第1号の規定を適用し、平成18年11月30日まで、引き続き新市の議会の議員として在任する。〔在任特例〕 新市の議会議員の定数は、24人とする。
農業委員会の取扱い	合併旧法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
地方税の取扱い	2町で差異がないものは、現行のまま新市に引き継ぐ。 2町で差異のあるものは、次のとおりとする。 ① 軽自動車税の税率：小型特殊自動車農耕作業用四輪については、1,000cc以下は2,000円、1,000cc超は2,200円とする。 ② 都市計画税：平成18年度まで不均一課税とし、平成19年度から統一する。税率は0.2%とする。ただし、喜連川地区の課税については、平成17年度までは課税しないこととし、平成18年度は0.1%、平成19年度以降は0.2%の傾斜課税とする。



おおたわらし
(4) 大田原市



新市の将来像 (市町村建設計画から)

住む人が輝き
来る人がやすらぐ
幸せ度の高いまち

① 概況

合併方式	編入合併（那須郡湯津上村及び同郡黒羽町を廃し、その区域を大田原市に編入する）
合併期日	平成17年10月1日
新市の名称	大田原市
事務所の位置 (合併協定時)	・大田原市役所〔大田原市本町1丁目4番1号〕 ・湯津上村役場、黒羽町役場は支所とする。
人口 (住民基本台帳)	75,555人（平成17年9月末日） 〔大田原市 55,165人, 湯津上村 5,288人, 黒羽町 15,102人〕
面積	354.12 km ² (H16国土地理院) 〔大田原市 133.8km ² , 湯津上村 32.68km ² , 黒羽町 187.64km ² 〕

② 合併協議会の概要

協議会の名称	大田原市・湯津上村・黒羽町合併協議会
設置年月日	平成15年11月1日
開催状況	平成15年11月28日～平成17年8月25日 全16回開催
廃止年月日	平成17年9月30日

③ 市町村合併を必要とした理由（合併申請書から）

○ 行政需要の広域化・高度化への対応

大田原市、湯津上村及び黒羽町の住民は、古くから通勤、通学、買い物、通院等のあらゆる分野で日常的に市町村境を越えて行動をしており、一つの生活圏を形成している。合併により住民の生活圏と行政圏の整合が図られ、より広域的で高度な行政需要への対応が可能となり、効率的、効果的な行政運営が期待される。

○ 行政能力の向上と総合的・計画的施策の展開

市町村は、住民に最も身近な基礎的自治体として、福祉、環境、教育、まちづくり等の各分野において社会情勢の変化や新しい行政課題に対応するため、優れた行政能力の確立が必要とされている。合併により管理部門の充実と効率化を図り、重要施策や専門的な知識が必要とされる施策に対する組織及び体制を整え、厳しい財政環境の下で、総合行政を計画的、効率的に展開しなければならない。また、広域的な視点から道路や市街地の整備、文化・スポーツ施設等の整備を効率よく、一体的に進めることができる。

○ 地方分権への対応と財政運営の効率化

地方分権に的確に対応するためには、自治能力の向上、財政運営の効率化が不可欠である。新市は、人口において約7万9千人、面積では約354平方キロメートルとなり、合併に伴う規模拡大による効果を発揮しやすい条件にある。

○ 地域の一体化による活性化と競争力の向上

合併に伴い住民が一体化することにより、コミュニティ活動、生涯学習等の住民活動の規模とレベルが高まり、いっそう「住む人が輝き 来る人が安らぐ 幸せ度の高いまち」づくりが可能になる。また、各市町村が持つ歴史や文化、豊かな自然が融合されることにより、歴史のある、文化の薫り高いまちづくりが可能になる。産業においては、農林業、工業、商業がバランスよく発展し、各産業の盛んなまちができる。農業においては、全国に名の知られた地元ブランドがいくつもあり、工業は、大田原市と湯津上村に工業団地があり、日本を代表する多種多様な分野の企業が立地されている。

④ 合併の経緯等

年月日	主な事項
平成13年 8月 1日	「黒羽・湯津上地方自治研究会」を設置（黒羽町・湯津上村）
平成15年 6月17日	市民アンケートを実施（大田原市） 〔7市町村（大田原市、黒磯市、湯津上村、黒羽町、那須町、西那須野町、塩原町）合併：61.3%、7市町村より狭い枠組み：38.7%〕
平成15年 9月18日	大田原市長が黒羽町、湯津上村の3市町村での法定合併協議会設置を表明 （7市町村合併の理想に変わりはないが、合併特例法（合併旧法）期限内合併の改善の策として3市町村での合併を選択）
平成15年10月31日	大田原市、湯津上村、黒羽町議会において、法定合併協議会設置議案を可決

平成15年11月 1日	「大田原市・湯津上村・黒羽町合併協議会」を設置
平成15年11月25日	県が合併重点支援地域に指定（大田原市、湯津上村、黒羽町）
平成15年11月28日	第1回「大田原市・湯津上村・黒羽町合併協議会」開催 〔合併方式「編入合併」、合併期日「平成17年10月1日を目指す」、新市の名称「大田原市」、事務所の位置「大田原市役所（湯津上村、黒羽町役場は支所）」確認〕
平成16年 3月15日	住民発議による黒磯市長に対する大田原市、湯津上村、黒羽町、那須町との合併協議会設置の請求（合併旧法第4条） 〔有効署名数：1,228名〕 黒磯市長から関係4市町村長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会
平成16年 5月 6日	住民発議による那須町長に対する大田原市、黒磯市、湯津上村、黒羽町、西那須野町、塩原町との合併協議会設置の請求（合併旧法第4条） 〔有効署名数：5,320名〕 那須町長から関係6市町村長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会
平成16年 5月14日	H16.5.14までに、黒磯市長に対し、関係4市町村長から「議会に付議しない」旨の回答〔終了〕 *住民発議（H16.3.15）関連手続
平成16年 6月16日	H16.6.16までに、住民発議による大田原市、黒磯市、湯津上村、黒羽町、那須町、西那須野町、塩原町の各市町長に対する他の関係市町村との合併協議会設置の請求（合併旧法第4条の2 同一請求） 〔有効署名数：計16,284名〕
平成16年 8月 2日	H16.8.2までに、那須町長に対し、関係6市町村長から「議会に付議しない」旨の回答〔終了〕 *住民発議（H16.5.6）関連手続
平成16年 8月18日	H16.8.18までに、関係7市町村議会において、合併協議会設置議案を議決〔湯津上村のみ可決、他6市町は否決〕〔終了〕 *住民発議（H16.6.16）関連手続
平成16年 9月 7日	H16.9.7までに、湯津上村議会に村単独推進の請願
平成16年 9月14日	湯津上村議会において、村単独推進の請願を不採択〔否5：可5 議長採決〕 *請願（H16.9.7）関連手続
平成16年10月28日	第11回「大田原市・湯津上村・黒羽町合併協議会」開催 〔合併期日「平成17年10月1日」確認〕

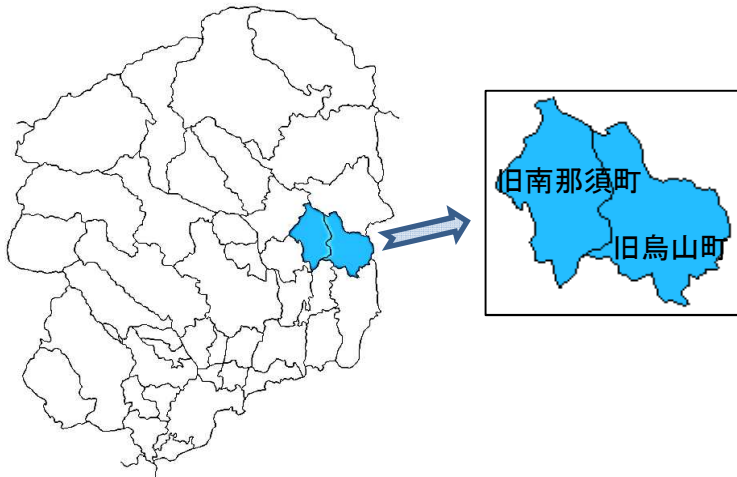
平成16年11月29日	第12回「大田原市・湯津上村・黒羽町合併協議会」開催 〔すべての協定項目について確認〕
平成16年12月 7日	合併協定調印式
平成16年12月15日	大田原市、湯津上村、黒羽町議会において、合併関連議案を可決
平成16年12月22日	県知事に廃置分合申請
平成17年 3月11日	県議会において、廃置分合議案を可決
平成17年 3月17日	県知事が廃置分合を決定
平成17年 4月15日	総務大臣による市町村の廃置分合告示
平成17年 9月30日	大田原市・湯津上村・黒羽町合併協議会廃止
平成17年10月 1日	合併

⑤ 合併の特徴

議会議員の取扱い	合併旧法第6条第2項及び第3項の規定を適用し、大田原市議会議員の残任期間(平成19年11月30日まで)に限り、大田原市議会議員の定数(21人)に、湯津上村及び黒羽町に設けられる選挙区の議会議員の定数を加えた数とし、湯津上村の選挙区の定数は2人、黒羽町の選挙区の定数は6人とする。〔定数特例〕
農業委員会の取扱い	合併旧法第8条第1項第2号の規定を適用し、湯津上村及び黒羽町の農業委員会の選挙による委員は、大田原市農業委員会委員の残任期間(平成20年7月19日まで)に限り、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
地方税の取扱い	1市1町1村で差異のあるものは、次のとおりとする。 ① 都市計画税の課税区域：合併後の都市計画に基づき見直しを行う。 ② 納期、前納報奨金、納税組合等：平成18年度から大田原市の制度に統一する。
地域審議会の取扱い	合併旧法第5条の4の規定に基づき、湯津上村及び黒羽町のそれぞれの区域に、地域審議会を設置する。 (平成24年3月31日まで)



(5) 那須烏山市



新市の将来像 (市町村建設計画から)

「自然」と「やさしさ」と「知恵」を
育む、暮らしやすいまち
～ 活力とやすらぎの
交流文化都市
『那須烏山市』～

① 概況

合併方式	新設合併（那須郡南那須町及び同郡烏山町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する）
合併期日	平成17年10月1日
新市の名称	那須烏山市
事務所の位置 (合併協定時)	・ 烏山町役場〔烏山町中央1丁目1番1号〕 ・ 南那須町役場は、分庁舎とする。
人口 (住民基本台帳)	31,841人（平成17年9月末日） 〔南那須町 12,982人, 烏山町 18,859人〕
面積	174.42 km ² （H16国土地理院） 〔南那須町 81.56km ² , 烏山町 92.86km ² 〕

② 合併協議会の概要

協議会の名称	南那須町・烏山町合併協議会
設置年月日	平成16年11月1日
開催状況	平成16年11月5日～平成17年9月22日 全14回開催
廃止年月日	平成17年9月30日

③ 市町村合併を必要とした理由（合併申請書から）

○ 地勢的一体性や共通する特性の活用

南那須町、烏山町の2町は、都会に近いながらも那珂川や荒川などの清流と八溝山系に属する緑豊かな里山が織りなす地形・景観など、地勢的一体性を有しているうえに、豊かな自然環境、素朴で魅力ある歴史文化資源や多くの観光資源・生産機能が存在するなど共通する特性を有しており、これらの魅力を活かしたまちづくりを目指すことができる。

○ 生活圏としての一体性の活用

南那須町、烏山町は、烏山町を中心とした通勤・通学や買い物、入院・通院など、日常生活圏として高い結びつきがある。また、JR烏山線や幹線道路など、宇都宮市への連絡の良さもあり宇都宮広域生活圏に含まれているため、日常生活圏として、また、広域生活圏としての一体性を活用したまちづくりが可能となる。

④ 合併の経緯等

年月日	主な事項
平成13年11月 9日	「南那須地区町村合併研究会」を設置（南那須町、烏山町、馬頭町、小川町）
平成15年 5月30日	4町長（南那須町、烏山町、馬頭町、小川町）間で4町による合併推進を合意
平成15年 6月30日	南那須町、烏山町、馬頭町、小川町議会において、法定合併協議会設置議案を可決
平成15年 7月 1日	「南那須地区合併協議会」を設置（南那須町、烏山町、馬頭町、小川町）
平成15年 7月22日	県が合併重点支援地域に指定（南那須町、烏山町、馬頭町、小川町）
平成16年10月18日	町民アンケートを実施（南那須町、烏山町） 〔2町（南那須町、烏山町）合併賛成：南那須町61.2%、烏山町68.1%〕 2町は、両町の枠組みによる2町合併を推進することで基本合意
平成16年10月31日	南那須地区合併協議会廃止 （新市の事務所の位置など一部合意に至らない協定項目があり合併は困難と判断）
平成16年11月 1日	南那須町、烏山町議会において、法定合併協議会設置議案を可決 「南那須町・烏山町合併協議会」を設置
平成16年11月 5日	第1回「南那須町・烏山町合併協議会」開催
平成16年11月 9日	県が合併重点支援地域の指定解除（南那須町、烏山町、馬頭町、小川町）

平成16年11月18日	第2回「南那須町・烏山町合併協議会」開催 〔合併方式「新設合併」、合併期日「平成17年10月1日」、事務所の位置「当面、烏山町役場(南那須町役場は分庁舎)」確認〕
平成16年11月24日	新市の名称を公募
平成17年 1月11日	県が合併重点支援地域に指定 (南那須町、烏山町)
平成17年 1月12日	第5回「南那須町・烏山町合併協議会」開催 〔新市の名称「那須烏山市」確認〕
平成17年 2月25日	第7回「南那須町・烏山町合併協議会」開催 〔すべての協定項目について確認〕 合併協定調印式
平成17年 2月28日	南那須町、烏山町議会において、合併関連議案を可決
平成17年 3月15日	県知事に廃置分合申請
平成17年 6月16日	県議会において、廃置分合議案を可決
平成17年 6月20日	県知事が廃置分合を決定
平成17年 7月14日	総務大臣による市町の廃置分合告示
平成17年 9月30日	南那須町・烏山町合併協議会廃止
平成17年10月 1日	合併

⑤ 合併の特徴

議会議員の取扱い	合併旧法第7条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月30日まで、新市の議会の議員として在任する。〔在任特例〕 新市の議会議員の定数は、20人とする。
農業委員会の取扱い	合併旧法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年5月21日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
地方税の取扱い	2町で差異のあるものは、次のとおりとする。 ① 国民健康保険税の税率：合併時は現行どおりとし、平成18年度から統一する。 ② 入湯税の税率：南那須町の例による。



(6) 那珂川町



新町のまちづくりのテーマ

(市町村建設計画から)

豊かな自然と文化にはぐくまれ、
やさしさと活力に満ちた
まちづくり

① 概況

合併方式	新設合併（那須郡馬頭町及び同郡小川町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する）
合併期日	平成17年10月1日
新町の名称	那珂川町
事務所の位置 (合併協定時)	・馬頭町役場〔馬頭町大字馬頭409番地〕 ・小川町役場は、総合支所とする。
人口 (住民基本台帳)	20,517人（平成17年9月末日） 〔馬頭町13,417人, 小川町7,100人〕
面積	192.84 km ² （H16国土地理院） 〔馬頭町151.68km ² , 小川町41.16km ² 〕

② 合併協議会の概要

協議会の名称	馬頭町・小川町合併協議会
設置年月日	平成16年11月16日
開催状況	平成16年11月22日～平成17年9月22日 全12回開催
廃止年月日	平成17年9月30日

③ 市町村合併を必要とした理由（合併申請書から）

○ 行政需要の広域化・高度化への対応

時代の進展に伴い、住民に対する行政サービスは、多種多様化してきており、また、広域化による対応も求められるなど、行政需要の高度化、多様化に対応した行政運営は大きな課題となってきた。

馬頭町及び小川町は、従来から通勤、通学、買い物、医療面等において、住民の相互交流が行われ、つながりの深い地域となっており、合併による自治体の規模の拡大に伴って、行政需要の広域化、高度化及び多様化に対応した行政運営が、より効率的・効果的に行うことが期待できる。

○ 行政能力の向上と総合的・計画的施策の展開

市町村は、福祉、環境、情報、教育等のあらゆる分野において、住民に最も身近な基礎的自治体としての役割を担っている。現下の厳しい社会環境の中で、より高度な行政サービスの提供や新しい行政課題に対応するため、優れた行政能力の確立が求められている。

合併による総合的な行政の組織や事業等の再編に伴い、管理部門のスリム化・効率化が図られ、重要施策や専門的な知識を要する施策に対応できる組織体制の整備が可能となり、行政能力の向上とともに、総合的・計画的施策の展開が期待できる。

○ 地方分権への対応と行財政運営の効率化

地方分権の進展に伴い、市町村の自立性が重要視されているとともに、これらに対処するためには、自治体の自治能力の向上と行財政運営の効率化が必要となっている。

新町は、人口2万人、面積192km²と県内町村の中でも中堅規模の自治体となり、財政規模も大きくなることから合併によるスケールメリットを活かして、旧町単位よりも地方分権に対応する体制の充実及び行財政運営の効率化を進めることができる。

○ 地域の一体化による活性化と地域間競争力の向上

合併に伴い、住民の交流は深まり地域住民の一体化が進むことから、コミュニティ活動、生涯学習等の住民活動や2町が持つ歴史や文化の交流による文化活動の活性化、豊かな自然、清流那珂川を前面に出した観光や農業などの産業が融合することによる、新たな観光資源の活用策や産地規模の拡大などが見込まれ、地域間競争力の向上や地域内活性化が期待できる。

④ 合併の経緯等

年月日	主な事項
平成13年11月9日	「南那須地区町村合併研究会」を設置（南那須町、烏山町、馬頭町、小川町）
平成15年5月30日	4町長（南那須町、烏山町、馬頭町、小川町）間で4町による合併推進を合意
平成15年6月30日	南那須町、烏山町、馬頭町、小川町議会において、法定合併協議会設置議案を可決
平成15年7月1日	「南那須地区合併協議会」を設置（南那須町、烏山町、馬頭町、小川町）

平成15年 7月22日	県が合併重点支援地域に指定（南那須町、烏山町、馬頭町、小川町）
平成16年10月12日	小川町議会は馬頭町との2町合併に向けた調査研究を進める方針に同意
平成16年10月22日	馬頭町は小川町との2町合併に向けた協議を進める意向を表明
平成16年10月31日	南那須地区合併協議会廃止 （新市の事務所の位置など一部合意に至らない協定項目があり合併は困難と判断）
平成16年11月 9日	県が合併重点支援地域の指定解除（南那須町、烏山町、馬頭町、小川町） 町民アンケートを実施（馬頭町、小川町） 〔2町（馬頭町、小川町）合併賛成：馬頭町71.39%、小川町73.93%〕
平成16年11月12日	馬頭町、小川町議会において、法定合併協議会設置議案を可決
平成16年11月16日	「馬頭町・小川町合併協議会」を設置
平成16年11月22日	第1回「馬頭町・小川町合併協議会」開催 〔合併方式「新設合併」、合併期日「平成18年1月1日」を目標、事務所の位置「馬頭町役場（小川町役場は総合支所）」確認〕
平成16年12月 1日	新市の名称を公募
平成17年 1月 6日	第4回「馬頭町・小川町合併協議会」開催 〔合併期日「平成17年10月1日」確認〕
平成17年 1月11日	県が合併重点支援地域に指定（馬頭町、小川町）
平成17年 1月19日	第5回「馬頭町・小川町合併協議会」開催 〔新市の名称「那珂川町」確認〕
平成17年 3月 3日	第7回「馬頭町・小川町合併協議会」開催 〔すべての協定項目について確認〕
平成17年 3月13日	合併協定調印式
平成17年 3月17日	馬頭町、小川町議会において、合併関連議案を可決
平成17年 3月23日	県知事に廃置分合申請
平成17年 6月16日	県議会において、廃置分合議案を可決
平成17年 6月20日	県知事が廃置分合を決定

平成17年 7月14日	総務大臣による町の廃置分合告示
平成17年 9月30日	馬頭町・小川町合併協議会廃止
平成17年10月 1日	合併

⑤ 合併の特徴

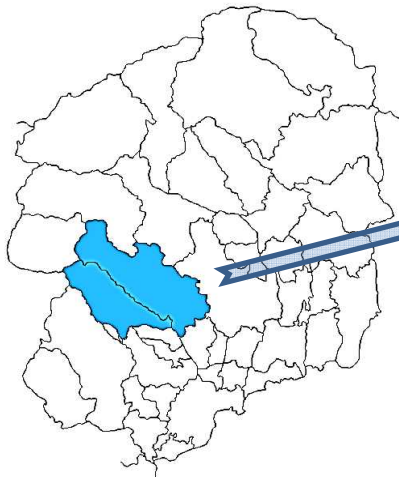
議会議員の取扱い	合併旧法第7条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月30日まで、新町の議会の議員として在任する。〔在任特例〕 新町の議会議員の定数は、18人とする。
農業委員会の取扱い	合併旧法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年6月30日まで、引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。
地方税の取扱い	2町で差異のあるものは、次のとおりとする。 ① 国民健康保険税の税率：合併時は現行どおりとし、平成18年度から統一する。 ② 個人町民税及び固定資産税の前納報奨金：馬頭町の例による。



市章

かぬまし

(7) 鹿沼市



新市の将来像（市町村建設計画から）

美しい自然を愛し、
健康で心豊かな市民がつどい、
“みんなでつくる 元気なまち”

① 概況

合併方式	編入合併（上都賀郡栗野町を廃し、その区域を鹿沼市に編入する）
合併期日	平成18年1月1日
新市の名称	鹿沼市
事務所の位置 （合併協定時）	鹿沼市役所〔鹿沼市今宮町1688番地1〕
人口 （住民基本台帳）	104,534人（平成17年12月末日） 〔鹿沼市 94,156人, 栗野町 10,378人〕
面積	490.62 km ² （H17国土地理院） 〔鹿沼市 313.3km ² , 栗野町 177.32km ² 〕

② 合併協議会の概要

協議会の名称	鹿沼市・栗野町合併協議会
設置年月日	平成16年9月24日
開催状況	平成16年10月1日～平成17年11月15日 全11回開催
廃止年月日	平成17年12月31日

③ 市町村合併を必要とした理由（合併申請書から）

○ 行政需要の広域化・高度化への対応

鹿沼市と栗野町は、古くから住民の通勤、通学、買い物、医療面等を共にし、一つの生活圏を形成している。現在まで消防業務や救急業務など住民の生活に密接に関わる分野においては一部事務組合等により一体的に取り組んできたが、合併することで、あらゆる分野において、より効率的、効果的な行政運営が期待される。

○ 行政能力の向上と総合的・計画的施策の展開

住民にとって最も身近な自治体である市町村には、福祉、環境、教育、情報等の様々な分野において、社会情勢の変化や新たな課題に迅速に対応するための優れた行政能力が求められている。合併により、管理部門の効率化を図り、重要施策や専門的な知識を要求される施策に対応する組織や体制の整備等、総合行政力の強化を図るとともに、より広がりのある行政施策を展開することができる。

○ 地方分権への対応と行政運営の効率化

新市は、人口約10万5千人、面積で約490平方キロメートルとなり、合併に伴う規模拡大による効果を発揮しやすい環境にある。そのため、地方分権への的確な対応と自治能力の向上および財政運営の効率化を図ることができる。

○ 地域の一体化による活性化と競争力の向上

合併に伴い地域が一体化することで、コミュニティ活動、生涯学習活動等の住民活動の規模とレベルが高まり、一層活性化することが期待される。また、両市町が持つ特有の歴史や文化、豊かな自然や産業が交わることで、地理的な立地条件との相乗効果により、交通の要衝としての役割が高まり、産業、観光等での地域外との競争力が一層強化される。

④ 合併の経緯等

年月日	主な事項
平成16年 3月 2日	住民意向調査を実施（栗野町） 〔合併先：鹿沼市48.2%、鹿沼市・西方町30.8%、栃木市・西方町12.8%〕
平成16年 4月 8日	市民アンケートを実施（鹿沼市） 〔合併先：栗野町・西方町が適当52%、栗野町が適当42%〕
平成16年 6月 1日	栗野町から鹿沼市に合併協議の申入れ
平成16年 9月10日	栗野町議会に「鹿沼市と合併する場合は、永野地区は分町して栃木市と合併すること」の陳情
平成16年 9月16日	栗野町議会において、法定合併協議会設置議案を可決
平成16年 9月22日	鹿沼市議会において、法定合併協議会設置議案を可決
平成16年 9月24日	「鹿沼市・栗野町合併協議会」を設置

平成16年10月 1日	第1回「鹿沼市・栗野町合併協議会」開催 〔合併方式「編入合併」、新市の名称「鹿沼市」、事務所の位置「鹿沼市役所」確認〕
平成16年10月12日	県が合併重点支援地域に指定（鹿沼市、栗野町）
平成16年12月13日	栗野町議会に合併の是非を問う住民投票の実施を求める請願
平成16年12月16日	栗野町議会において、栃木市への分町合併の陳情を不採択〔否9:可7〕 *陳情(H16.9.10)関連手続
平成16年12月28日	栗野町議会において、合併の是非を問う住民投票の実施を求める請願を不採択〔否10:可6〕 *請願(H16.12.13)関連手続
平成17年 2月 1日	栗野町長に対し、合併の是非を問う住民投票条例制定の直接請求(地方自治法第74条) 〔有効署名数:2,785名〕
平成17年 2月14日	栗野町議会において、合併の是非を問う住民投票条例案を否決〔否9:可6〕 〔終了〕 *直接請求(H17.2.1)関連手続
平成17年 2月15日	第7回「鹿沼市・栗野町合併協議会」開催 〔合併期日「平成18年1月1日」他、すべての協定項目について確認〕
平成17年 2月21日	合併協定調印式
平成17年 3月 3日	住民発議による栗野町長に対する栃木市との合併協議会設置の請求(合併旧法第4条) 〔有効署名数:503名〕
平成17年 3月 4日	栗野町長から栃木市長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会 *住民発議(H17.3.3)関連手続
平成17年 3月16日	鹿沼市、栗野町議会において、合併関連議案を可決
平成17年 3月19日	住民発議による、栗野町議会の解散請求(地方自治法第76条) 〔有効署名数:3,212名〕
平成17年 3月25日	県知事に廃置分合申請

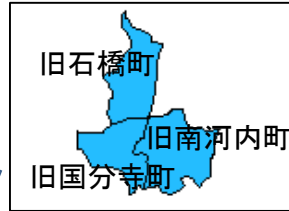
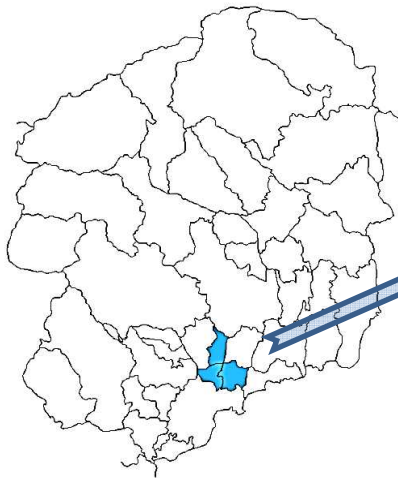
平成17年 4月12日	任期満了による一般選挙を行うこととしたので、栗野町議会の解散請求については、手続きを終了する旨告示 (H17.4.17町議選投開票、H17.4.20任期満了)〔終了〕 *住民発議(H17.3.19)関連手続
平成17年 4月26日	栗野町議会において、議員提案による鹿沼市との合併の可否を問う住民投票条例案を可決〔可8:否5〕
平成17年 5月22日	栗野町において、鹿沼市との合併の可否を問う住民投票(投票率80.53%) 〔賛成3,774票(56.01%)、反対2,911票(43.2%)、無効53票(0.79%)〕 *議員提案(H17.4.26)関連手続
平成17年 5月30日	栗野町長に対し、栃木市長が合併協議会設置議案を「議会に付議しない」旨の回答〔終了〕 *住民発議(H17.3.3)関連手続
平成17年 6月16日	県議会において、廃置分合議案を可決
平成17年 6月20日	県知事が廃置分合を決定
平成17年 7月14日	総務大臣による市町の廃置分合告示
平成17年 8月29日	栗野町議会に「永野地区の栃木市への分町編入の可否を問う永野地区住民投票実施」の陳情
平成17年 9月15日	栗野町議会において、栃木市への分町編入の可否を問う住民投票の陳情を採択 〔可8:否5〕 *陳情(H17.8.29)関連手続
平成17年10月14日	「永野地区の境界変更についての意思を問う住民投票条例」公布、施行 (境界変更により永野地区を栃木市へ編入することについて、有効投票の3分の2以上をもって総意) *陳情(H17.8.29)関連手続
平成17年11月13日	栗野町において、栃木市への分町編入の可否を問う住民投票(投票率88.77%) 〔賛成613票(有効投票総数の53.4%)、反対535票、無効6票〕 (有効投票の3分の2(66.66%)以下) *陳情(H17.8.29)関連手続
平成17年12月31日	鹿沼市・栗野町合併協議会廃止
平成18年 1月 1日	合併

⑤ 合併の特徴

議会議員の取扱い	合併旧法第6条第2項及び第3項の規定を適用し、鹿沼市議会議員の残任期間(平成19年9月19日まで)に限り、鹿沼市議会議員の定数(28人)に、栗野町に設けられる選挙区の議会議員の定数を加えた数とし、栗野町選挙区の定数は3人とする。〔定数特例〕
農業委員会の取扱い	合併旧法第8条第1項第2号の規定を適用し、栗野町の農業委員会の選挙による委員は、鹿沼市農業委員会委員の残任期間(平成20年7月19日まで)に限り、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
地方税の取扱い	1市1町で差異のあるものは、次のとおりとする。 ・個人住民税及び固定資産税の納期及び前納報奨金：鹿沼市の例による。



しもつけし
(8) 下野市



新市の将来像 (市町村建設計画から)

思いやりと交流で創る
新生文化都市

① 概況

合併方式	新設合併 (河内郡南河内町、下都賀郡石橋町及び同郡国分寺町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する)
合併期日	平成18年1月10日
新市の名称	下野市
事務所の位置 (合併協定時)	<ul style="list-style-type: none"> ・国分寺町役場 [国分寺町大字小金井1127番地] ・分庁方式 (南河内町、石橋町、国分寺町) ・将来の庁舎の位置は、2候補地から新市において決定する。
人口 (住民基本台帳)	59,655人 (平成17年12月末日) [南河内町 21,169人, 石橋町 20,834人, 国分寺町 17,652人]
面積	74.58 km ² (H17国土地理院) [南河内町 31.35km ² , 石橋町 22.43km ² , 国分寺町 20.8km ²]

② 合併協議会の概要

協議会の名称	南河内町・石橋町・国分寺町合併協議会
設置年月日	平成15年12月1日
開催状況	平成15年12月24日～平成17年12月21日 全22回開催
廃止年月日	平成18年1月9日

③ 市町村合併を必要とした理由（合併申請書から）

○ 行政のレベルアップ

住民に直接サービスを提供する基礎的自治体である市町村は、激変する社会情勢や住民ニーズを的確に捉え、迅速に対応するための優れた行政能力の確立が求められ、また、社会経済情勢の低迷が続く中で、地域経済の活性化のための取り組みも求められている。合併に伴い行政機構の合理的な再編と組織管理システムの見直しなどによって、専任職員の配置やプロジェクトの編成など、柔軟で高度な組織体制づくりが可能となり、行政能力のレベルアップに繋がると同時に、多様化する行政需要に的確に対応することが可能となる。

○ 効率的なまちづくり

地方分権の推進により、各自治体は「自己決定と自己責任」により多様な住民ニーズに対応することになる。これまで3町は、消防事務や下水道など単独の町では対応が困難な事務に関しては、一部事務組合などにより事務処理を実施してきたが、新市においては、これらの事務組合などが新市に移行されることや新たな枠組みでの再編が可能となり、意思決定などの効率化が図れる。新市の区域の中では住民の多様な生活活動が行われており、3町は生活圏を共有している部分が大きかったことから、今後、住民の生活圏のさらなる拡大に対応した行政区域の設定が必要になる。住民の生活圏の拡大とともに新市の設置により、広域的な視点に立った公共施設の整備や、環境や観光などの広域的な調整、既存施設の有効活用を図ることができる。新市としての規模拡大により、行政効率の向上が進み、行政課題に効果的に対応することが可能となる。

○ 住民サービスの向上

現在3町では、各々の地域の状況を踏まえ、固有の住民ニーズや行政需要により施策を展開しサービスを提供している。合併に伴うサービスの質の水準は、新市のまちづくりの目標や、新市の財政状況を考慮しながら検討しなければならないが、効率的なまちづくりや行政のレベルアップが実践されることにより、質の高いサービスの提供が可能となる、市制施行による福祉事務所の設置は、各種福祉事業を直接新市が実施することになり、これまで以上に高齢者や障害者福祉、児童福祉を充実することができる。一方、庁舎の再編成が行われることは、総合窓口の整備や情報通信ネットワークの整備による住民の利便性の向上に繋がり、既存施設の有効活用を図ることによって、きめの細かい住民サービスを提供することが可能となる。

○ 地域の魅力アップ

本地域の3町は、立地条件、規模、産業構造など多くの類似性を持ち、古くから人的交流のある地域であり、地域のコミュニティの形成や住民活動に関しては、早期の地域一体性の醸成と一層の活性化が期待できる。また、活発な地域活動やコミュニティ活動は、地域の魅力を高め、さらに新たな人材を呼び寄せることが可能となり、このような恵まれた条件は、新市の競争力を高めるための強力な要素となる。また、合併により3町が持つ特色ある歴史的文化的資源、自然環境などを連携し、有効に活用することが可能となることから、より一層の魅力アップが期待できる。

④ 合併の経緯等

年月日	主な事項
平成13年 6月29日	「市町村合併」研究会を設置（宇都宮地区広域行政推進協議会内：宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、壬生町、石橋町）
平成14年 1月28日	「市町村合併合同研究会」を設置（小山市、南河内町、国分寺町、野木町）
平成14年 2月21日	「5町市町村合併研究会」を設置（上三川町、南河内町、壬生町、石橋町、国分寺町）
平成14年 5月 1日	「市町村合併」研究会が調査研究結果（合併パターン別合併のメリット・デメリット）を報告し、同研究会廃止
平成14年12月17日	石橋町長が3町（南河内町、石橋町、国分寺町）での合併推進を表明
平成14年12月26日	「市町村合併勉強会」を設置（宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、壬生町、石橋町、芳賀町、高根沢町、南河内町はH15.2から参加）
平成15年 2月20日	「市町村合併研究会」を設置（「市町村合併勉強会」を改組）
平成15年 3月 5日	国分寺町長が3町（南河内町、石橋町、国分寺町）での合併推進を表明
平成15年 5月26日	南河内町長が5町（上三川町、南河内町、壬生町、石橋町、国分寺町）の枠内で3町（南河内町、石橋町、国分寺町）での合併推進を表明
平成15年 6月17日	5町合併問題首長懇談会（上三川町、南河内町、壬生町、石橋町、国分寺町）において5町での合併を断念
平成15年 6月17日	住民発議による小山市長に対する南河内町、国分寺町、野木町との合併協議会設置の請求（合併旧法第4条） 〔有効署名数：6,976名〕
平成15年 6月18日	小山市長から関係3町長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会 *住民発議（H15.6.17）関連手続
平成15年 8月11日	H15.8.11までに、小山市長に対し、関係3町長から「議会に付議しない」旨の回答 〔終了〕 *住民発議（H15.6.17）関連手続
平成15年 9月10日	南河内町議会において、町長提案による合併の枠組みを問う住民投票条例案を否決〔否9：可8〕

平成15年10月 3日	南河内町臨時議会において再提出し、合併の枠組みを問う住民投票条例案を可決〔可14:否3〕 *町長提案(H15.9.10)関連手続
平成15年10月26日	南河内町において、合併の相手先を問う住民投票（投票率62.52%） 〔3町(南河内町、石橋町、国分寺町)との対等合併5,284票(53.88%)、宇都宮市への編入合併4,345票(44.3%)、無効178票(1.82%)〕 *町長提案(H15.9.10)関連手続
平成15年10月31日	5町市町村合併研究会廃止
平成15年11月25日	南河内町、石橋町、国分寺町議会において、法定合併協議会設置議案を可決
平成15年12月 1日	「南河内町・石橋町・国分寺町合併協議会」を設置
平成15年12月24日	第1回「南河内町・石橋町・国分寺町合併協議会」開催
平成15年12月25日	県が合併重点支援地域に指定（南河内町、石橋町、国分寺町）
平成16年 2月25日	第3回「南河内町・石橋町・国分寺町合併協議会」開催 〔合併方式「新設合併」、合併期日「法期限(平成17年3月31日)内」確認〕
平成16年 4月12日	新市の名称を公募
平成16年 4月28日	第5回「南河内町・石橋町・国分寺町合併協議会」開催 〔事務所の位置「当面、国分寺町役場(分庁方式)」確認〕
平成16年 5月26日	第6回「南河内町・石橋町・国分寺町合併協議会」開催 〔合併期日「平成17年10月1日」、事務所の位置「将来の新市の事務所の位置は自治医大周辺」確認〕
平成16年 7月28日	第8回「南河内町・石橋町・国分寺町合併協議会」開催 〔新市の名称「下野市」確認〕
平成16年 9月 6日	住民発議による石橋町長に対する宇都宮市との合併協議会設置の請求(合併旧法第4条) 〔有効署名数:4,945名〕
平成16年 9月10日	石橋町長から宇都宮市長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会 *住民発議(H16.9.6)関連手続
平成16年 9月28日	石橋町長に対し、宇都宮市長から「議会に付議する」旨の回答 *住民発議(H16.9.6)関連手続

平成16年10月15日	宇都宮市議会において、法定合併協議会設置議案を可決 *住民発議(H16.9.6)関連手続
平成16年10月20日	町民アンケートを実施(石橋町) 〔H16.10.19回収分まで:3町(南河内町・石橋町・国分寺町)合併36.92%、宇都宮市と合併33.2%、合併不要19.05%〕
平成16年11月2日	石橋町議会において、法定合併協議会設置議案を否決〔否13:可3〕 *住民発議(H16.9.6)関連手続
平成16年11月2日	石橋町議会において、議員提案による合併の意思を問う住民投票条例案を否決〔否12:可4〕〔終了〕
平成17年1月17日	住民発議による石橋町長に対する宇都宮市との合併協議会設置に係る住民投票実施の請求(合併旧法第4条) 〔有効署名数:3,809名〕 *住民発議(H16.9.6)関連手続
平成17年2月2日	第16回「南河内町・石橋町・国分寺町合併協議会」開催 〔合併期日「平成18年1月10日」、事務所の位置「将来の新市の事務所の位置は2候補地から新市において決定」他、すべての協定項目について確認〕
平成17年2月20日	石橋町において、宇都宮市との合併協議会設置に係る住民投票(投票率54.07%) 〔反対5,275票(60.66%)、賛成3,320票(38.18%)、無効101票(1.16%)〕 *住民発議(H16.9.6)関連手続
平成17年3月1日	合併協定調印式
平成17年3月7日	南河内町、石橋町、国分寺町議会において、合併関連議案を可決
平成17年3月18日	県知事に廃置分合申請
平成17年6月16日	県議会において、廃置分合議案を可決
平成17年6月20日	県知事が廃置分合を決定
平成17年7月14日	総務大臣による市町の廃置分合告示
平成18年1月9日	南河内町・石橋町・国分寺町合併協議会廃止
平成18年1月10日	合併

⑤ 合併の特徴

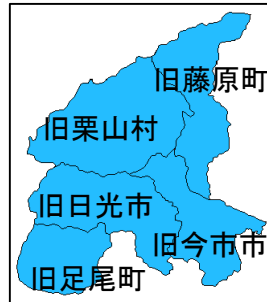
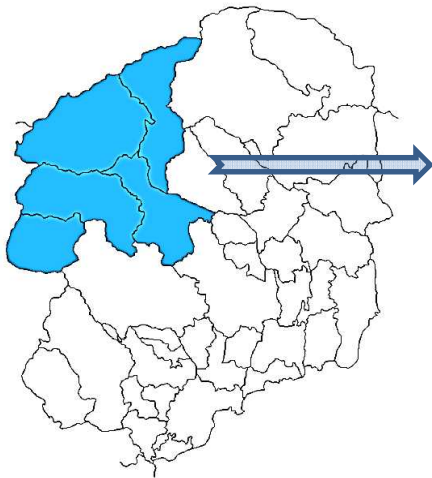
議会議員の取扱い	合併旧法第7条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月30日まで、新市の議会の議員として在任する。〔在任特例〕 新市の議会議員の定数は、24人とする。
農業委員会の取扱い	合併旧法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年9月3日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
地方税の取扱い	3町で差異のあるものは、次のとおりとする。 ① 都市計画税の税率：当面現行どおりとし、平成19年度末までに調整し、平成20年度から統一する。 ② 軽自動車税の税率：平成18年度から石橋町の例による。 ③ 国民健康保険税の税率：平成20年度までに統一する。



市章

にっこうし

(9) 日光市



新市の将来像 (市町村建設計画から)

四季の彩りに 風薫る
ひかりの郷
—自然と歴史と産業が響き合う
— ところ豊かな輝く未来へ—

① 概況

合併方式	新設合併（日光市、今市市、上都賀郡足尾町、塩谷郡栗山村及び同郡藤原町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する）
合併期日	平成18年3月20日
新市の名称	日光市
事務所の位置 (合併協定時)	・今市市役所〔今市市本町1番地〕 ・総合支所方式（日光市、足尾町、栗山村、藤原町）
人口 (住民基本台帳)	96,148人（平成18年2月末日） 〔日光市 16,703人, 今市市 63,277人, 足尾町 3,186人, 栗山村 2,039人, 藤原町 10,943人〕
面積	1,449.87 km ² （H17国土地理院） 〔日光市 320.9km ² , 今市市 243.54km ² , 足尾町 185.79km ² , 栗山村 427.37km ² , 藤原町 272.27km ² 〕

② 合併協議会の概要

協議会の名称	日光地区合併協議会
設置年月日	平成15年10月1日
開催状況	平成15年10月17日～平成18年2月23日 全32回開催
廃止年月日	平成18年3月19日

③ 市町村合併を必要とした理由（合併申請書から）

○ 行政需要の広域化・高度化への対応

2市2町1村は、地理的、歴史的にも密接な関係にあり、モータリゼーションの進展、通信のネットワーク化などにより住民の活動範囲は拡大し、日常生活、経済活動の面での結びつきは市町村の境界を越えたものとなっている。また、生活水準の向上や生活様式の多様化に伴い、住民の行政に対するニーズは多様化、高度化している。このようなニーズに適切に対応し、住民福祉の一層の向上を図るためには、生活圏の拡大に対応した広域的な観点からの施策の展開や重点的な投資による基盤整備の推進などが必要である。

○ 地方分権への対応

地方分権が進む中、社会経済情勢の変化や福祉、環境、教育等を巡る分野で新たな行政課題に的確に対応するためには、優れた行政能力の確立とともに、財政基盤の強化が不可欠である。このため、合併に伴う総合行政の展開により、管理部門の効率化を図りながら、専門的かつ高度な行政サービスを提供するための組織、体制を整え、行政能力を向上させるとともに、安定した財源の確保と効率的な行財政運営による財政基盤の強化に努める必要がある。また、広域的なまちづくりにより、より広がりのある行政の展開も可能となる。

○ 少子高齢社会への対応

全国的な少子高齢化の流れは、2市2町1村においても例外ではなく、産業の停滞などを要因とする人口流出とあいまって急速に少子高齢化が進んでおり、今後は総人口も減少傾向に転じるものと予測されている。このような少子高齢化の進行は、社会全体に深刻な影響を及ぼすと懸念されており、今後は、合併のメリットを活かした効率的な行財政運営により、行政サービスの高度化、多様化を図る必要がある。

○ 地域の一体化による活性化と競争力の向上

合併に伴い住民が一体化することにより、コミュニティ活動、生涯学習等の住民活動の規模とレベルが高まり、一層活性化することが期待される。それぞれの地域が有する歴史的・文化的遺産や温泉などの観光資源を有機的、効率的に結合させ、全国に向けた情報発信力を強化することが可能となり、当地域の観光イメージの向上が期待される。

④ 合併の経緯等

年月日	主な事項
平成13年12月21日	「日光地区合併研究会」を設置（日光市、今市市、足尾町、栗山村、藤原町）
平成14年12月27日	住民発議による今市市長に対する日光市、足尾町、栗山村、藤原町との合併協議会設置の請求(合併旧法第4条) 〔有効署名数:2,938名〕
平成15年 1月 9日	今市市長から関係4市町村長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会 *住民発議(H14.12.27)関連手続

平成15年 2月17日	「日光市・今市市・足尾町・栗山村・藤原町任意合併協議会」を設置 第1回「日光市・今市市・足尾町・栗山村・藤原町任意合併協議会」開催
平成15年 3月25日	県が合併重点支援地域に指定（日光市、今市市、足尾町、栗山村、藤原町）
平成15年 4月 8日	今市市長に対し、関係4市町村長から「議会に付議する」旨の回答 *住民発議(H14.12.27)関連手続
平成15年 6月13日	H15.6.13までに、関係5市町村議会において、合併協議会設置議案を議決〔栗山村のみ否決、他4市町は可決〕〔終了〕 *住民発議(H14.12.27)関連手続
平成15年 6月17日	住民発議による日光市長に対する足尾町との合併協議会設置の請求(合併旧法第4条) 〔有効署名数:884名〕
平成15年 6月23日	日光市長から足尾町長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会 *住民発議(H15.6.17)関連手続
平成15年 7月16日	日光市長に対し、足尾町長から「議会に付議しない」旨の回答〔終了〕 *住民発議(H15.6.17)関連手続
平成15年 7月18日	日光市・今市市・足尾町・栗山村・藤原町任意合併協議会廃止 「日光地区合併推進協議会」(任意)を設置 第1回「日光地区合併推進協議会」(任意)開催
平成15年 7月22日	住民発議による足尾町長に対する日光市、今市市、藤原町との合併協議会設置の請求(合併旧法第4条) 〔有効署名数:178名〕
平成15年 7月28日	足尾町長から関係3市町長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会 *住民発議(H15.7.22)関連手続
平成15年 9月 2日	市民アンケートを実施（日光市） 〔合併:賛成1,825(55.6%)、反対1,368(41.7%)、賛成のうち5市町村(日光市、今市市、足尾町、栗山村、藤原町)での枠組みが最適1,419(77.8%)〕
平成15年 9月 9日	足尾町長に対し、関係3市町長から「議会に付議しない」旨の回答〔終了〕 *住民発議(H15.7.22)関連手続
平成15年 9月 9日	第1回「日光地区合併推進協議会」(任意)市町村長会議において、日光市長が5市町村の枠組みからの離脱を表明 (アンケートの結果、5市町村の合併と合併反対が拮抗していることを理由に決断) 今市市長、足尾町長、藤原町長、栗山村長が法定合併協議会設置を合意

平成15年 9月18日	足尾町、栗山村議会において、法定合併協議会設置議案を可決
平成15年 9月19日	今市市、藤原町議会において、法定合併協議会設置議案を可決
平成15年 9月30日	日光地区合併推進協議会(任意)廃止
平成15年10月 1日	「今市市・足尾町・藤原町・栗山村合併協議会」を設置
平成15年10月17日	第1回「今市市・足尾町・藤原町・栗山村合併協議会」開催
平成15年11月 6日	第2回「今市市・足尾町・藤原町・栗山村合併協議会」開催 〔合併方式「新設合併」、合併期日「平成17年3月31日目標」確認〕
平成15年11月19日	日光市議会において、議員提案による合併についての意思を問う住民投票条例案を可決〔可10:否7〕
平成15年11月27日	第3回「今市市・足尾町・藤原町・栗山村合併協議会」開催 〔事務所の位置「今市市役所(足尾町、藤原町、栗山村役場は総合支所)」確認〕
平成15年12月 7日	日光市において、合併についての意思を問う住民投票（投票率70.17%） 〔5市町村6,590票(64.49%)、日光市・足尾町291票(2.85%)、日光市単独3,237票(31.68%)、無効100票(0.98%)〕 *議員提案(H15.11.19)関連手続
平成15年12月 8日	日光市長から関係4市町村長に合併協議会への参加を申入れ
平成15年12月15日	日光市議会において、法定合併協議会への加入議案を可決
平成15年12月17日	足尾町、藤原町議会において、法定合併協議会規約変更(日光市加入)議案を可決
平成15年12月18日	今市市、栗山村議会において、法定合併協議会規約変更(日光市加入)議案を可決
平成15年12月22日	「日光地区合併協議会」に名称変更（日光地区合併協議会規約を施行） 日光地区合併協議会に日光市加入（日光市、今市市、足尾町、栗山村、藤原町）
平成15年12月25日	第5回「日光地区合併協議会」開催 〔合併期日「平成17年6月30日目標」確認〕
平成16年 1月15日	新市の名称を公募
平成16年 3月11日	第8回「日光地区合併協議会」開催 〔新市の名称「日光市」確認〕

平成16年 5月13日	第12回「日光地区合併協議会」開催 〔合併期日「平成18年3月20日」確認〕
平成16年11月 2日	藤原町議会において、町長提案による今市市、日光市、足尾町及び栗山村との合併の是非を問う住民投票条例案を可決 〔可11:否5〕
平成16年11月15日	合併の賛否に関する住民意向調査を実施（足尾町） 〔5市町村（日光市、今市市、足尾町、栗山村、藤原町）合併：賛成1,745（77.2%）、反対514（22.8%）〕
平成16年11月25日	第21回「日光地区合併協議会」開催 〔すべての協定項目について確認〕
平成16年11月28日	藤原町において、今市市、日光市、足尾町及び栗山村との合併の是非を問う住民投票（投票率58.42%） 〔賛成4,024票（73.5%）、反対1,317票（24.05%）、無効134票（2.45%）〕 *町長提案（H16.11.2）関連手続
平成16年12月 3日	合併協定調印式
平成16年12月 7日	日光市議会において、合併関連議案を否決 〔否8:可8 議長採決〕 他4市町議会は可決
平成17年 1月 6日	日光市議会において、市長提案による5市町村（日光市、今市市、足尾町、栗山村、藤原町）合併の是非を問う住民投票条例案を否決 〔否9:可8〕〔終了〕
平成17年 1月13日	日光市長に対し、合併に関する住民の意思を問う住民投票条例制定の直接請求（地方自治法第74条） 〔有効署名数:885名〕
平成17年 1月31日	日光市議会において、合併に関する住民の意思を問う住民投票条例案を可決 〔可10:否7〕 *直接請求（H17.1.13）関連手続
平成17年 2月27日	日光市において、合併に関する住民の意思を問う住民投票（投票率67.44%） 〔賛成7,150票（73.27%）、反対2,520票（25.82%）、無効89票（0.91%）〕 *直接請求（H17.1.13）関連手続
平成17年 3月 2日	日光市議会において、合併関連議案を可決
平成17年 3月25日	県知事に廃置分合申請
平成17年 6月16日	県議会において、廃置分合議案を可決

平成17年 6月20日	県知事が廃置分合を決定
平成17年 7月14日	総務大臣による市町村の廃置分合告示
平成18年 3月19日	日光地区合併協議会廃止
平成18年 3月20日	合併

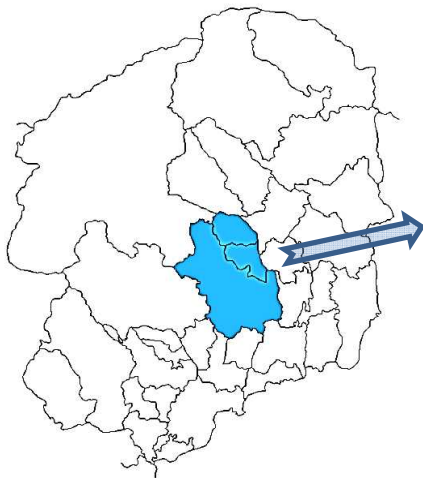
⑤ 合併の特徴

議会議員の取扱い	<p>条例定数を30名とする。</p> <p>合併旧法の規定を適用せず、新市設置後最初に行われる一般選挙に限り、公職選挙法第15条第6項の規定を適用し、合併関係市町村の区域ごとに選挙区を設置する。</p> <p>各選挙区の定数は、日光市6人、今市市14人、足尾町3人、栗山村2人、藤原町5人とする。</p>
農業委員会の取扱い	<p>合併旧法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年6月30日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p>
地方税の取扱い	<p>2市2町1村で差異のあるものは、次のとおりとする。</p> <p>① 法人市民税均等割の税率：平成18年度から制限税率に統一する。</p> <p>② 都市計画税：税率は平成18年度から0.2%とし、課税区域は当面現行どおりとし新市において見直す。</p> <p>③ 入湯税：藤原町の制度に統一する。</p>
地域審議会	<p>地域審議会を各合併関係市町村の区域に平成28年3月31日まで設置する。</p>



うつのみやし
(10) 宇都宮市

市章



新市の将来像

(合併市町村基本計画から)

躍動する市民
魅力あふれる地域
あすの活力を育む都市
うつのみや

① 概況

合併方式	編入合併（河内郡上河内町および同郡河内町を廃し、その区域を宇都宮市に編入する）
合併期日	平成19年3月31日
新市の名称	宇都宮市
事務所の位置 (合併協定時)	宇都宮市役所〔宇都宮市旭1丁目1番5号〕
人口 (住民基本台帳)	501,481人（平成19年2月末日） 〔宇都宮市 456,212人, 上河内町 9,828人, 河内町 35,441人〕
面積	416.84 km ² （H18国土地理院） 〔宇都宮市 312.16km ² , 上河内町 56.96km ² , 河内町 47.72km ² 〕

② 合併協議会の概要

協議会の名称	宇都宮地域合併協議会
設置年月日	平成18年7月25日
開催状況	平成18年7月31日～平成19年2月26日 全7回開催
廃止年月日	平成19年3月30日

③ 市町村合併を必要とした理由（合併申請書から）

○ 日常生活圏と一体的な行政経営

道路などの交通網の発達や自動車の普及、インターネットなどの情報ネットワークの整備などにより、日常生活における行動範囲は大きく変化しており、これに併せて、一体的な行政サービスを必要とする範囲も、基礎自治体の区域を越えて拡大している。これらに対して、本地域においては、ごみ処理・水道・消防などの共同事業の実施や、公共施設の広域利用などの広域的な行政サービスの展開により、一定の成果を上げてきたところであるが、行政区域の違いによるサービスの格差の問題など、複数の自治体による運営の限界が生じている。そのため、住民の日常生活圏に合わせた区域をひとつの政治機能・行政体で運営することが必要である。

○ 地方分権の進展と住民自治の拡充

地域の特性に適した個性豊かなまちづくりを可能とするため、地方分権が推進されているが、それにより、市町村が国や都道府県に依存せずに、自らの責任と判断で創意工夫をこらしながら行政の施策・サービスの内容を決定し実施していくことが求められている。また、社会の成熟化に伴う自己実現意欲の高まりなどから住民の自治意識も高まりをみせており、地方分権による自治権拡充の成果を生かし、地域住民自らの参加と協働による住民自治の拡充が求められているなど、住民がその自覚と責任に基づき、積極的に地域の自治を担うことにより、自立した地域社会を形成する必要がある。

○ 少子・高齢化と人口減少への対応

本地域においては、今後、平成27年をピークに人口減少過程に入るとともに、高齢化が進展することが予想され、行政への影響としては、生産年齢人口の減少による税収入などの減少と、高齢化に伴う扶助費の増加が見込まれる。これらの財政問題について、現在、景気の回復基調に伴って税収は増加することが見込まれているが、その一方で、国・地方間においては税財源のあり方の見直しが行われ、国から地方に移される税財源は、これと同時に削減される国からの補助金や地方交付税よりも少ない規模になるとみられるなど、今後の国・地方の財政を取り巻く環境は不透明な状況である。このようなことから、今後の行政運営にあたっては厳しい財政状況に十分配慮していく必要がある。さらに、生活様式や価値観の多様化、社会状況の変化に伴い行政ニーズも高度化・複雑化し、福祉サービスなどの行政サービス水準の維持・向上が困難な状況に直面するなど、単独の自治体による運営の限界が予測されている。こうしたことから、合併により、一定の水準の歳入を確保し、財政基盤の強化・確立を図る必要がある。

○ 地域経済・産業の振興

本地域はこれまで、恵まれた立地条件のもと、農業・商業・工業のバランスのとれた北関東地域における経済・産業の拠点として、着実な発展を続けてきた。バブル経済崩壊後の低迷期を経て、企業収益が増加しているなど景気は回復基調にあるが、中小企業を取り巻く環境などは依然として厳しい状況にある。また、本地域においては、郊外に大型小売店が相次いで開業したことなどにより、商業の拠点となるエリアの分散化が進んでいる。こうした状況を踏まえ、広域的・一体的な産業基盤の整備や支援機能の強化を図り、既存事業者の経営基盤の強化や新規事業の創出を促進するとともに、地域の特色を生かした首都圏農業の確立や観光の振興に努め、地域経済・産業を発展させていく必要がある。

④ 合併の経緯等

年月日	主な事項
平成13年 6月29日	「市町村合併」研究会を設置（宇都宮地区広域行政推進協議会内：宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、壬生町、石橋町）
平成14年 5月 1日	「市町村合併」研究会が調査研究結果（合併パターン別合併のメリット・デメリット）を報告し、同研究会廃止
平成14年12月26日	「市町村合併勉強会」を設置（宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、壬生町、石橋町、芳賀町、高根沢町，南河内町はH15.2から参加）
平成15年 2月20日	「市町村合併研究会」を設置（「市町村合併勉強会」を改組）
平成15年 5月30日	1市4町（宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、高根沢町）で任意合併協議会の設置合意
平成15年 6月 6日	「宇都宮地域合併協議会」（任意）を設置（宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、高根沢町） 第1回「宇都宮地域合併協議会」（任意）開催
平成15年 7月22日	県が合併重点支援地域に指定（宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、高根沢町）
平成15年 9月10日	南河内町議会において、町長提案による合併の枠組みを問う住民投票条例案を否決〔否9：可8〕
平成15年 9月26日	第3回「宇都宮地域合併協議会」（任意）開催 〔合併方式「編入合併」、合併期日「平成17年3月」、新市の名称「宇都宮市」、事務所の位置「宇都宮市役所」確認〕
平成15年10月 3日	南河内町臨時議会において再提出し、合併の枠組みを問う住民投票条例案を可決〔可14：否3〕 *町長提案（H15.9.10）関連手続
平成15年10月21日	住民発議による壬生町長に対する宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、高根沢町との合併協議会設置の請求（合併旧法第4条） 〔有効署名数：6,160名〕
平成15年10月24日	壬生町長から関係5市町長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会 *住民発議（H15.10.21）関連手続

平成15年10月26日	南河内町において、合併の相手先を問う住民投票（投票率62.52%） 〔3町（南河内町、石橋町、国分寺町）との対等合併5,284票（53.88%）、宇都宮市への編入合併4,345票（44.3%）、無効178票（1.82%）〕 *町長提案（H15.9.10）関連手続
平成15年11月22日	宇都宮地域合併協議会（任意）が合併シンポジウムを栃木会館にて開催〔約350名参加〕
平成15年12月5日	高根沢町議会において、法定合併協議会設置議案を否決〔否16：可5〕 （H15.12.5までに上三川町、河内町議会は可決、宇都宮市、上河内町議会は未議決）
平成16年1月16日	H16.1.16までに、壬生町長に対し、関係5市町長から「議会に付議しない」旨の回答〔終了〕 *住民発議（H15.10.21）関連手続
平成16年1月16日	芳賀町、高根沢町が法定合併協議会設置を合意 （H16.3.1設置、H16.7.31廃止）
平成16年1月23日	宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町議会において、法定合併協議会設置議案を可決
平成16年2月1日	「宇都宮地域合併協議会」を設置（宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町）
平成16年2月4日	第1回「宇都宮地域合併協議会」開催 〔合併方式「編入合併」、新市の名称「宇都宮市」、事務所の位置「宇都宮市役所」確認〕
平成16年2月10日	県が合併重点支援地域を変更（宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町（高根沢町指定解除））
平成16年3月1日	住民発議による高根沢町長に対する宇都宮市との合併協議会設置の請求（合併旧法第4条） 〔有効署名数：6,025名〕
平成16年3月2日	高根沢町長から宇都宮市長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会 *住民発議（H16.3.1）関連手続
平成16年3月4日	高根沢町長に対し、宇都宮市長から「議会に付議する」旨の回答 *住民発議（H16.3.1）関連手続
平成16年3月12日	宇都宮市議会において、法定合併協議会設置議案を可決 *住民発議（H16.3.1）関連手続

平成16年 3月18日	高根沢町議会において、法定合併協議会設置議案を否決〔否17:可4〕 *住民発議(H16.3.1)関連手続
平成16年 3月18日	高根沢町長の請求による宇都宮市との合併協議会設置協議に係る住民投票実施の請求(合併旧法第4条) *住民発議(H16.3.1)関連手続
平成16年 4月18日	高根沢町において、宇都宮市との合併協議会設置に係る住民投票(投票率63.08%) 〔賛成7,410票(50.14%)、反対7,195票(48.69%)、無効173票(1.17%)〕 (賛成過半数により法定合併協議会設置議案可決とみなされる) *住民発議(H16.3.1)関連手続
平成16年 5月17日	「宇都宮市・高根沢町合併協議会」を設置
平成16年 9月 6日	住民発議による石橋町長に対する宇都宮市との合併協議会設置の請求(合併旧法第4条) 〔有効署名数:4,945名〕
平成16年 9月10日	石橋町長から宇都宮市長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会 *住民発議(H16.9.6)関連手続
平成16年 9月13日	町民アンケートを実施(上三川町) 〔合併する必要はない47.6%、どちらかといえば合併する必要はない18.7%〕
平成16年 9月16日	上三川町長から合併協議会からの脱退の申入れ
平成16年 9月24日	第7回「宇都宮地域合併協議会」開催 〔上三川町の宇都宮地域合併協議会からの脱退を承認〕
平成16年 9月28日	石橋町長に対し、宇都宮市長から「議会に付議する」旨の回答 *住民発議(H16.9.6)関連手続
平成16年10月15日	宇都宮市議会において、法定合併協議会設置議案を可決 *住民発議(H16.9.6)関連手続
平成16年11月 2日	石橋町議会において、法定合併協議会設置議案を否決〔否13:可3〕 *住民発議(H16.9.6)関連手続
平成16年11月 2日	石橋町議会において、議員提案による合併の意思を問う住民投票条例案を否決〔否12:可4〕〔終了〕
平成16年12月 9日	上河内町議会において、宇都宮地域合併協議会規約変更(上三川町脱退)議案を可決

平成16年12月 10日	河内町議会において、宇都宮地域合併協議会規約変更(上三川町脱退)議案を否決〔否10:可8〕
平成16年12月 15日	上河内町長が宇都宮市長へ年度内の合併断念を伝え、宇都宮市長も了解(宇都宮市と上河内町による合併は想定外であり、住民へ説明する時間がないことを理由に決断)
平成17年 1月17日	住民発議による石橋町長に対する宇都宮市との合併協議会設置に係る住民投票実施の請求(合併旧法第4条) 〔有効署名数:3,809名〕 *住民発議(H16.9.6)関連手続
平成17年 1月31日	宇都宮地域合併協議会廃止(宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町)
平成17年 2月 8日	県が合併重点支援地域の指定解除(宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町)
平成17年 2月15日	河内町長に対し、宇都宮市との合併の是非を問う住民投票条例制定の直接請求(地方自治法74条) 〔有効署名数:4,696名〕
平成17年 2月20日	石橋町において、宇都宮市との合併協議会設置に係る住民投票(投票率54.07%) 〔反対5,275票(60.66%)、賛成3,320票(38.18%)、無効101票(1.16%)〕 *住民発議(H16.9.6)関連手続
平成17年 3月 2日	河内町議会において、宇都宮市との合併の是非を問う住民投票条例案を可決〔可17:否1〕 *直接請求(H17.2.15)関連手続
平成17年 3月17日	高根沢町長から宇都宮市長へ合併協議会の廃止の申入れ(宇都宮地域合併協議会が廃止となり、合併の前提が変わったことなどを理由に決断)
平成17年 4月17日	河内町において、宇都宮市との合併の是非を問う住民投票(投票率56.9%) 〔宇都宮市との合併13,278票(84.95%)、河内町単独2,228票(14.26%)、無効124票(0.79%)〕 *直接請求(H17.2.15)関連手続
平成17年 5月30日	河内町から宇都宮市に合併協議会設置に向けた事務レベルの協議開始の申入れ
平成17年 6月30日	宇都宮市・高根沢町合併協議会廃止
平成17年 7月14日	宇都宮市から河内町に事務レベルの協議を受け入れる旨回答
平成17年11月 1日	河内町長が宇都宮市長に合併協議の申入れ

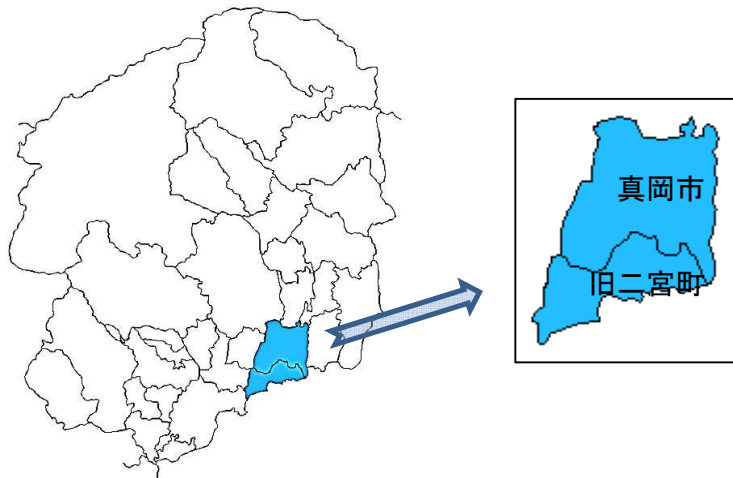
平成17年12月 2日	県が上河内町及び河内町を対象に地域懇談会を開催
平成17年12月27日	宇都宮市長が河内町長からの合併協議の申入れを了承 県が宇都宮市を対象に地域懇談会を開催
平成18年 6月14日	町民アンケートを実施（上河内町） 〔合併すべき71.39%、合併すべきでない28.25%〕 上河内町長が宇都宮市長、河内町長に合併協議の申入れ
平成18年 6月29日	3市町(宇都宮市、上河内町、河内町) 首長会談で、年度内の2町の編入方式により合併することで合意
平成18年 7月24日	宇都宮市、上河内町、河内町議会において、法定合併協議会設置議案を可決
平成18年 7月25日	「宇都宮地域合併協議会」を設置（宇都宮市、上河内町、河内町）
平成18年 7月31日	第1回「宇都宮地域合併協議会」開催 〔合併方式「編入合併」、合併期日「平成19年3月を目途」、新市の名称「宇都宮市」、事務所の位置「宇都宮市役所」確認〕
平成18年 9月28日	第4回「宇都宮地域合併協議会」開催 〔合併期日「平成H19年3月31日」確認〕
平成18年10月20日	第5回「宇都宮地域合併協議会」開催 〔すべての協定項目について確認〕 合併協定調印式
平成18年10月30日	宇都宮市、上河内町、河内町議会において、合併関連議案を可決
平成18年11月 1日	県知事に廃置分合申請
平成18年12月18日	県議会において、廃置分合議案を可決
平成18年12月20日	県知事が廃置分合を決定
平成19年 1月19日	総務大臣による市町の廃置分合告示
平成19年 3月30日	宇都宮地域合併協議会廃止（宇都宮市、上河内町、河内町）
平成19年 3月31日	合併

⑤ 合併の特徴

<p>議会議員の取扱い</p>	<p>合併新法の規定を適用せず、合併後最初に行われる一般選挙に限り、公職選挙法第15条第6項の規定を適用し、合併関係市町の区域ごとに選挙区を設置する。 合併後最初に行われる一般選挙から、宇都宮市議会議員の定数を50人とする。 各選挙区の定数は、宇都宮市45人、上河内町1人、河内町4人とする。</p>
<p>農業委員会の取扱い</p>	<p>合併新法第11条第1項第2号の規定を適用し、上河内町及び河内町の農業委員会の選挙による委員はそれぞれ6人に限り、宇都宮市農業委員会委員の残任期間(平成20年7月19日まで)、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p>
<p>地方税の取扱い</p>	<p>合併年度は現行のとおりとし、平成19年度から宇都宮市の制度に統一する。 ① 事業所税：上河内町及び河内町の区域は、平成19年度は課税免除、平成20年度から23年度までは資産割は1/2課税、従業者割は全額課税とし、平成24年度から全額課税とする。 ② 都市計画税：上河内町の区域は、平成19年度から21年度課税免除とし、平成22年度から宇都宮市の制度に統一する。</p>
<p>地域自治制度</p>	<p>上河内・河内地域に地域自治を推進する拠点として地域行政機関と地域の総意を行政に反映させる住民代表組織を設置する。</p>



もおかし
(11) 真岡市



新市の将来都市像
(合併市町村基本計画から)

だれもが“ほっと”できるまち
真岡
～人・自然・産業が調和する
安らぎと潤いの交流都市～

① 概況

合併方式	編入合併（芳賀郡二宮町を廃し、その区域を真岡市に編入する）
合併期日	平成21年3月23日
新市の名称	真岡市
事務所の位置 (合併協定时)	真岡市役所〔真岡市荒町5191番地〕
人口 (住民基本台帳)	79,612人（平成21年2月末日） 〔真岡市 63,515人, 二宮町 16,097人〕
面積	167.21 km ² （H20国土地理院） 〔真岡市 111.76km ² , 二宮町 55.45km ² 〕

② 合併協議会の概要

協議会の名称	真岡市・二宮町合併協議会
設置年月日	平成19年10月1日
開催状況	平成19年10月1日～平成21年2月17日 全13回開催
廃止年月日	平成21年3月22日

③ 市町村合併を必要とした理由（合併申請書から）

○ 日常生活圏と行政圏の一体性

自家用自動車の普及、道路網の整備により日常生活圏が拡大するに従い、従来の市町村の区域を越えた行政需要が増大しており、新たな市町村経営の単位が求められている。真岡市と二宮町では、常備消防、火葬場、し尿処理やごみ処理などを共同で行い、一定の成果を収めているが、住民の行政需要に的確に対応していくためには、拡大する住民の日常生活圏と一体性を図れるような行政圏を確立していくことが求められている。

○ 地方分権の進展と住民自治

国から都道府県、市町村への地方分権が推進された結果、地方自治体間の地域間競争が起こり、地域間格差が広がってきていることから、市町村には総合的な政策形成能力と、着実に政策・施策を実行していける行財政運営能力が求められている。また、社会の成熟度に伴い住民の自治意識も高まっていることから行政への住民参加や住民との協働によるまちづくりを積極的に推進し、自立した地域社会を形成し、財政支出の効率化を図る必要がある。

○ 少子高齢化と人口減少への対応

真岡市と二宮町においては、今後、平成27年をピークに人口減少に転じるとともに、少子高齢化が進展することが予想される。財政面に及ぼす影響としては生産年齢人口の減少による収入などの減少と、高齢化に伴う扶助費の支出増加等があげられる。このように、ますます厳しい財政状況が予想される中においては、可能な限り自主財源を確保するとともに、合併による人件費の削減効果や、より一層効率的な行財政運営を図る必要がある。

○ 地域の経済・産業の復興

真岡市と二宮町は、首都圏の都市開発区域に位置する有利な立地条件のもと順調に発展を遂げた真岡工業団地や、日本一の生産量を誇る二宮のいちごに代表される農業などは発展を続けているが、商業については、郊外に大型小売店が相次いで開業し、商業の拠点となるエリアが分散して、中心市街地の空洞化が進んでいる。こうした状況を踏まえ、広域的・一体的な産業基盤の整備や支援機能の強化を図り、既存事業者の経営基盤の強化や新規事業の創出を促進するとともに、地域の特性を活かした首都圏農業の確立や観光の振興に努め、地域経済と産業を発展させていく必要がある。

④ 合併の経緯等

年月日	主な事項
平成14年 5月 9日	「芳賀郡市行政事務研究会市町村合併研究部会」を設置（真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）
平成15年 5月16日	「芳賀地区合併推進研究会」を設置（真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）
平成15年 7月15日	芳賀町長が町議会に対し、高根沢町との2町合併を推進する方針を表明
平成15年11月28日	第2回「芳賀地区合併推進研究会」開催 〔1市4町（真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町）合併を推進することで合意〕

平成15年12月15日	市貝町議会において、法定合併協議会設置議案を可決
平成15年12月18日	真岡市、二宮町、益子町議会において、法定合併協議会設置議案を可決
平成15年12月19日	茂木町議会において、法定合併協議会設置議案を可決
平成16年 1月 1日	「芳賀地区合併協議会」を設置（真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町）
平成16年 1月27日	県が合併重点支援地域に指定（真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町）
平成16年 6月22日	茂木町長から合併協議会からの脱退の申入れ （まちづくりの手法、方向性の違いが大きく、新市の名称募集方法や新市の事務所の位置など合意点が見出せないことから決断）
平成16年 8月19日	住民発議による芳賀町長に対する真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町との合併協議会設置の請求(合併旧法第4条) 〔有効署名数:1,612名〕 芳賀町長から関係5市町長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会
平成16年 8月31日	芳賀地区合併協議会廃止 （4市町の枠組みでの協議会の継続は困難であると判断）
平成16年 9月13日	県が合併重点支援地域の指定解除（真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町）
平成16年 9月30日	芳賀町長に対し、関係5市町長から「議会に付議しない」旨の回答〔終了〕 *住民発議(H16.8.19)関連手続
平成16年 9月30日	二宮町が真岡市へ合併協議の申入れ （真岡市への編入を前提に申入れ）
平成16年11月26日	二宮町が真岡市への合併協議申入れを取り下げ （両市町議会間で合併方式の合意が得られず取り下げ）
平成17年12月20日	県が茂木町、市貝町及び芳賀町を対象に地域懇談会を開催
平成17年12月21日	県が真岡市、二宮町及び益子町を対象に地域懇談会を開催
平成19年 2月16日	町民アンケートを実施（二宮町） 〔合併すべき:80.3%、自立:18.9%〕
平成19年 3月 7日	二宮町が真岡市へ合併協議の申入れ （H21.3を目標に真岡市への編入合併の申入れ）

平成19年 6月14日	真岡市が二宮町へ合併協議を進める旨回答
平成19年 9月 5日	二宮町議会において、法定合併協議会設置議案を可決
平成19年 9月25日	真岡市議会において、法定合併協議会設置議案を可決
平成19年10月 1日	「真岡市・二宮町合併協議会」を設置 第1回「真岡市・二宮町合併協議会」開催 〔合併方式「編入合併」、合併期日「平成21年3月を目途」、新市の名称「真岡市」、 事務所の位置「真岡市役所」確認〕
平成20年 1月16日	第4回「真岡市・二宮町合併協議会」開催 〔合併期日「平成21年3月23日」確認〕
平成20年 7月16日	第9回「真岡市・二宮町合併協議会」開催 〔すべての協定項目について確認〕
平成20年 8月 6日	合併協定調印式
平成20年 9月11日	二宮町議会において、合併関連議案を可決
平成20年 9月24日	真岡市議会において、合併関連議案を可決
平成20年 9月29日	県知事に廃置分合申請
平成20年12月25日	県議会において、廃置分合議案を可決
平成20年12月26日	県知事が廃置分合を決定
平成21年 1月30日	総務大臣による市町の廃置分合告示
平成21年 3月22日	真岡市・二宮町合併協議会廃止
平成21年 3月23日	合併

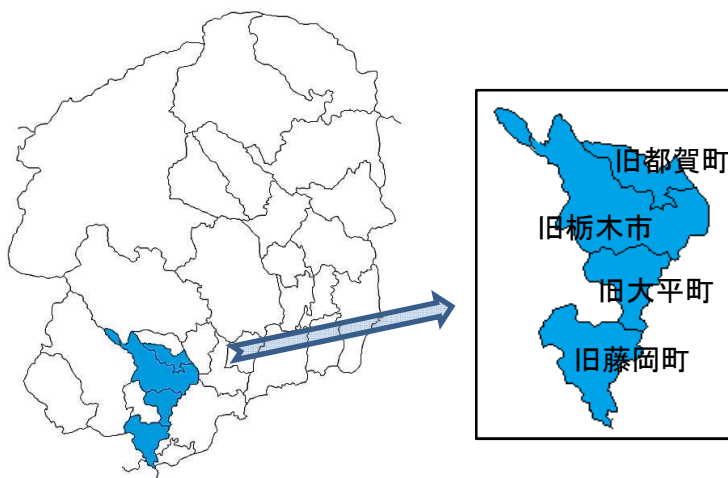
⑤ 合併の特徴

議会議員の取扱い	合併新法第8条第2項及び第3項の規定を適用し、真岡市議会議員の残任期間(平成23年4月29日まで)に限り、真岡市議会議員の定数(22人)に、二宮町に設けられる選挙区の議会議員の定数(6人)を加え28人とする。〔定数特例〕
農業委員会の取扱い	合併新法第11条第1項第2号の規定を適用し、二宮町の農業委員会の選挙による委員は、真岡市農業委員会委員の残任期間(平成23年7月19日まで)に限り、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
地方税の取扱い	真岡市の制度に統一する。



とちぎし
(12) 栃木市

ア 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町の合併



新市の将来都市像

(合併市町村基本計画から)

“自然”“歴史”“地域”“人”
それぞれに生み出す流れが
大河を創り
悠久の流れが未来を築く
新生・栃木市

① 概況

合併方式	新設合併（栃木市、下都賀郡大平町、同郡藤岡町及び同郡都賀町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する）
合併期日	平成22年3月29日
新市の名称	栃木市
事務所の位置 (合併協定時)	・栃木市役所〔栃木市入舟町7番26号〕 ・総合支所方式（大平町、藤岡町、都賀町）
人口 (住民基本台帳)	141,099人（平成22年2月末日） 〔栃木市80,870人、大平町29,237人、藤岡町17,570人、 都賀町13,422人〕
面積	252.83km ² （H21国土地理院） 〔栃木市122.06km ² 、大平町39.80km ² 、藤岡町60.45km ² 、 都賀町30.52km ² 〕

② 合併協議会の概要

協議会の名称	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
設置年月日	平成21年9月4日
開催状況	平成21年9月16日～平成22年2月26日 全6回開催
廃止年月日	平成22年3月28日

③ 市町村合併を必要とした理由（合併申請書から）

○ 住民の生活圏や広域的な課題への対応

交通機関や道路網等の発達により、住民の生活圏は一つの行政区域を遥かに越えたものとなっている。また、水資源対策やごみ処理などの環境問題をはじめ、住民生活を取り巻く課題は、一つの自治体で解決することは困難な状況になっている。これらに対応するために、広域的な視点に立ち、住民生活の広がりに対応したまちづくりに取り組む必要がある。

○ 少子高齢社会への対応

行政サービスに対する住民ニーズは拡大するとともに多様化する一方、生産年齢人口の減少により保健・医療・福祉需要をすべて充足するための財源調達が大きな課題となっている。こうした状況に対応し、住民ニーズに応えるかたちで、安定的な行政サービスを提供していくためには、人的・財政的な基盤を強化していくとともに、より一層の行財政の効率化に取り組む必要がある。

○ 厳しい財政状況への対応

人口減少や高齢化が進展する中で、世界的な経済危機による影響が加わり、市町村、県、国を問わず、税収が減少し、より一層厳しい財政状況になっている。それに伴い、市町村は住民税をはじめとする自主財源の減少、国や県からの交付金や補助金の減少が進み、市町村の財政規模は縮小傾向にある。こうした状況に対応するためには、より健全な財政運営を目指し効率化を進めるとともに、地域の特性を積極的に活用したまちづくりを展開し、国や県に依存することのない自立した財政基盤を強化していく必要がある。

○ 地方分権への対応

地方分権の推進は、これまで国や県が持っていた事務権限や財源を住民に最も身近な市町村に移譲していくものであり、このことで、地域特性を活かした独自の施策を打ち出すことや、よりきめ細やかな行政サービスを提供していくことが可能になり、一層個性あるまちづくりを推進することができる。一方で、今まで国や県が一律に行ってきた事務等を市町村自らの判断と責任で行うことになり、行政の力量によって、自治体間でサービスの質に差異が生まれてくることも想定される。事務権限の移譲などを着実にサービスの質の向上に繋げていくためには、特に政策形成や法務などの分野における職員の専門性の発揮や高度なサービス提供を行うことができる体制づくりなど、地方分権に対応した行財政基盤を構築していく必要がある。

④ 合併の経緯等

年月日	主な事項
平成 9年 9月 22日	住民発議による小山市長に対する栃木市との合併協議会設置の請求(合併旧法第4条) 〔有効署名数:6,479名〕
平成 9年 9月 25日	小山市長から栃木市長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会 *住民発議(H9.9.22)関連手続
平成 9年12月17日	小山市長に対し、栃木市長から「議会に付議する」旨の回答 *住民発議(H9.9.22)関連手続

平成10年 3月18日	栃木市、小山市議会において、法定合併協議会設置議案を可決 *住民発議(H9.9.22)関連手続
平成10年 4月 1日	「栃木市・小山市合併協議会」を設置
平成12年 6月30日	第6回「栃木市・小山市合併協議会」開催 〔栃木市・小山市合併協議会の休止を決定〕 (活動を一時保留(中断)し、各々近隣町村との広域行政のあり方を検討)
平成14年 3月 1日	「大平・岩舟・藤岡市町村合併合同研究会」を設置 (大平町、岩舟町、藤岡町)
平成14年 4月 1日	「栃木地区広域行政圏ジャンプアップ勉強会」を設置 (栃木市、西方町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町)
平成14年11月25日	住民発議による藤岡町長に対する大平町、岩舟町との合併協議会設置の請求(合併旧法第4条) 〔有効署名数:377名〕
平成14年11月26日	住民発議による栃木市長に対する栃木市、西方町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町との合併協議会設置の請求(合併旧法第4条) 〔有効署名数は5,719名〕
平成14年11月27日	藤岡町長から関係2町長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会 *住民発議(H14.11.25)関連手続
平成14年11月28日	栃木市長から関係5町長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会 *住民発議(H14.11.26)関連手続
平成15年 2月25日	藤岡町長に対し、関係2町長から「議会に付議する」旨の回答 *住民発議(H14.11.25)関連手続
平成15年 2月26日	H15.2.26までに、栃木市長に対し、大平町長から「議会に付議する」、他の4町長から「議会に付議しない」旨の回答〔終了〕 *住民発議(H14.11.26)関連手続
平成15年 4月25日	大平町、藤岡町、岩舟町議会において、法定合併協議会設置議案を可決 *住民発議(H14.11.25)関連手続
平成15年 5月 1日	「大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会」を設置
平成15年 6月10日	県が合併重点支援地域に指定 (大平町、岩舟町、藤岡町)
平成15年11月26日	町民アンケートを実施 (西方町) 〔合併先:栃木市・都賀町63.71%、鹿沼市・栗野町22.48%、宇都宮市8.99%〕

平成16年 3月23日	市民アンケートを実施（栃木市） 〔合併先：西方町・都賀町56.13%、合併を望む町と25.53%〕
平成16年 3月29日	第9回「大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会」開催 〔大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会の廃止を確認〕 （新市の事務所の位置に係る調整が難航したことから、各町民の意向を踏まえ協議がなされた結果、廃止）
平成16年 4月27日	県が合併重点支援地域の指定解除（大平町、岩舟町、藤岡町）
平成16年 4月30日	大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会廃止
平成16年 5月21日	栃木市長が西方町と1市1町で先行して任意協議会を設ける旨表明
平成16年 6月 8日	西方町長が1市2町（栃木市、西方町、都賀町）の枠組みを前提とし、栃木市と先行して任意合併協議会を設置する旨を表明
平成16年 6月10日	都賀町長が1市2町（栃木市、西方町、都賀町）の枠組みによる任意合併協議会には参加しない旨を表明
平成16年 6月18日	栃木市・西方町合併協議会（任意）の準備会議を開催し、基本4項目について合意 〔合併方式「編入合併」、合併期日「平成18年3月までに合併」、新市の名称「栃木市」、事務所の位置「栃木市役所（西方町役場は総合支所）」確認〕
平成16年 6月24日	「栃木市・西方町合併協議会」（任意）を設置 （都賀町を含めた1市2町の枠組みを基本としつつ、栃木市と西方町で先行）
平成16年 7月12日	第1回「栃木市・西方町合併協議会」（任意）開催
平成16年 8月20日	栃木市・西方町合併協議会」（任意）の休会を決定 （住民アンケートの結果が出るまで協議会を休会）
平成16年 9月 3日	第3回「栃木市・西方町合併協議会」（任意）開催 〔栃木市・西方町合併協議会（任意）の廃止を決定〕 （西方町において1市1町の合併に反対する意見が強いことから廃止を決定）
平成16年 9月30日	栃木市・西方町合併協議会（任意）廃止
平成17年12月13日	県が西方町及び都賀町を対象に地域懇談会を開催
平成17年12月16日	県が大平町、藤岡町及び岩舟町を対象に地域懇談会を開催
平成17年12月26日	県が栃木市を対象に地域懇談会を開催

平成19年 7月 9日	合併勉強会の準備会として、栃木地区1市5町(栃木市、西方町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町)の首長が意見交換会を実施
平成19年 9月25日	第1回「栃木地区広域行政圏首長懇談会」開催 (栃木市、西方町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町)
平成20年 4月15日	第6回「栃木地区広域行政圏首長懇談会」開催 〔合併を前提とした協議に入ることで合意〕
平成20年 4月16日	町民アンケートを実施 (岩舟町) 〔合併枠組み: 1市5町(栃木市、西方町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町) 31.8%、2市6町(1市5町・小山市・野木町) 17.8%、佐野市、岩舟町44.5%〕
平成20年 5月13日	第7回「栃木地区広域行政圏首長懇談会」開催 〔任意協議会設置に向け7月末まで協議することを確認〕
平成20年 6月13日	岩舟町議会において、町長提案による合併の枠組みを問う住民投票条例案を可決 〔可14:否1〕
平成20年 6月30日	第8回「栃木地区広域行政圏首長懇談会」開催 〔合併方式「新設合併」、合併期日「法期限(平成22年3月31日)内に合併」確認〕
平成20年 7月27日	岩舟町において、合併の枠組みを問う住民投票 (投票率57.65%) 〔1市5町(栃木市、西方町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町) 3,485票 (38.46%)、1市1町(佐野市、岩舟町) 5,492票 (60.60%)、無効85票 (0.94%)〕 (町長が辞意を表明(H20.8.15辞職)、9.14新町長就任) *町長提案(H20.6.13)関連手続
平成20年 7月29日	第12回「栃木地区広域行政圏首長懇談会」開催 〔岩舟町が合併協議から離脱することを了承〕
平成20年 9月19日	町民アンケートを実施 (藤岡町) 〔合併先: 1市3町(栃木市、西方町、大平町、都賀町) 18.76%、佐野市71.17%、小山市9.38%〕 (アンケート結果は佐野市が7割を超えたが、町長は1市3町との合併推進を表明)
平成20年10月30日	第14回「栃木地区広域行政圏首長懇談会」開催 〔1市4町(栃木市、西方町、大平町、藤岡町、都賀町)で法定合併協議会への参加を基本合意〕
平成20年11月10日	市町村合併推進シンポジウムを栃木市文化会館にて開催 〔約400名参加〕 〔主催: 県及び1市4町(栃木市、西方町、大平町、藤岡町、都賀町)〕
平成20年11月10日	第15回「栃木地区広域行政圏首長懇談会」開催 〔年内の法定協議会設置に向け努力することを確認〕

平成20年12月 1日	「栃木地区合併協議会設置準備会」を設置（栃木市、西方町、大平町、藤岡町、都賀町）
平成20年12月 2日	第1回「栃木地区合併協議会設置準備会」開催 〔法定協議会設置議案を各議会に提案することを確認〕
平成20年12月 4日	西方町が当面合併協議への不参加を表明 (町長が辞意を表明(H20.12.31辞職)、H21.2.1新町長就任)
平成20年12月 4日	第2回「栃木地区合併協議会設置準備会」開催 〔1市3町(栃木市、大平町、藤岡町、都賀町)で先行して合併を目指すことを確認〕
平成20年12月17日	栃木市、大平町、藤岡町、都賀町議会において、法定合併協議会設置議案を可決 「栃木地区合併協議会」を設置（栃木市、大平町、藤岡町、都賀町）
平成20年12月26日	住民発議による藤岡町長に対する佐野市との合併協議会設置の請求(合併新法第4条) 〔有効署名数:3,476名〕
平成21年 1月13日	藤岡町長から佐野市長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会 *住民発議(H20.12.26)関連手続
平成21年 1月19日	第1回「栃木地区合併協議会」開催 〔合併方式「新設合併」、合併期日「平成22年3月を目途」確認〕
平成21年 2月 6日	第3回「栃木地区合併協議会」開催 〔新市の名称「栃木市」、事務所の位置「栃木市役所(3町の現庁舎は総合支所)」確認〕
平成21年 2月12日	藤岡町長に対し、佐野市長から「議会に付議する」旨の回答 *住民発議(H20.12.26)関連手続
平成21年 2月13日	西方町議会において、1市4町(栃木市、西方町、大平町、藤岡町、都賀町)による法定合併協議会設置議案を可決
平成21年 2月20日	佐野市議会において、法定合併協議会設置議案を可決 *住民発議(H20.12.26)関連手続
平成21年 3月 6日	栃木市、大平町、藤岡町、都賀町議会において、1市4町(栃木市、西方町、大平町、藤岡町、都賀町)による法定合併協議会設置議案を可決 「栃木地区合併協議会」に西方町が加入（栃木市、西方町、大平町、藤岡町、都賀町）

平成21年 3月17日	第6回「栃木地区合併協議会」開催 〔協議終了事項は西方町を含めたものとして取り扱うことを確認〕
平成21年 3月30日	第7回「栃木地区合併協議会」開催 〔合併期日「平成22年3月29日」確認〕
平成21年 4月 7日	藤岡町議会において、法定合併協議会設置議案を否決 〔否7:可5〕 *住民発議(H20.12.26)関連手続
平成21年 4月28日	住民発議による西方町長に対する鹿沼市との合併協議会設置の請求(合併新法第4条) 〔有効署名数:664名〕
平成21年 5月 7日	西方町長から鹿沼市長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会 *住民発議(H21.4.28)関連手続
平成21年 5月27日	西方町長に対し、鹿沼市長から「議会に付議する」旨の回答 *住民発議(H21.4.28)関連手続
平成21年 6月17日	住民発議による藤岡町長に対する佐野市との合併協議会設置に係る住民投票実施の請求(合併新法第4条) 〔有効署名数:4,088名〕 *住民発議(H20.12.26)関連手続
平成21年 6月23日	鹿沼市議会において、法定合併協議会設置議案を可決 *住民発議(H21.4.28)関連手続
平成21年 7月15日	西方町議会において、法定合併協議会設置議案を可決 *住民発議(H21.4.28)関連手続
平成21年 7月26日	藤岡町において、佐野市との合併協議会設置に係る住民投票 (投票率68.34%) 〔反対6,595票(65.49%)、賛成3,365票(33.42%)、無効110票(1.09%)〕 *住民発議(H20.12.26)関連手続
平成21年 7月30日	第12回「栃木地区合併協議会」開催 〔すべての協定項目について確認〕
平成21年 8月18日	合併協定調印式 (栃木地区合併協議会)
平成21年 8月21日	西方町議会において、1市4町(栃木市、西方町、大平町、藤岡町、都賀町)による合併関連議案を否決 〔否5:可4〕 栃木市、大平町、藤岡町、都賀町議会においては可決
平成21年8月26日	西方町議会において、町長提案による合併の相手先を問う住民投票条例案を否決 〔否5:可4〕

平成21年8月27日	1市4町(栃木市、西方町、大平町、藤岡町、都賀町)の首長間で対応を協議した結果、1市4町の協議会を残しつつ、1市3町(栃木市、大平町、藤岡町、都賀町)による合併協議会を設置することを確認
平成21年 9月 4日	栃木市、大平町、藤岡町、都賀町議会において、1市3町による法定合併協議会設置議案を可決 「栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会」を設置
平成21年 9月 4日	西方町議会において、町長提案による合併の相手先を問う住民投票条例案を否決 [否5:可4]
平成21年 9月16日	第1回「栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会」開催 〔1市4町(栃木市、西方町、大平町、藤岡町、都賀町)での合併協定項目の調整方針(合併市町村基本計画を除く)を引き継ぐ形で確認〕
平成21年10月 2日	西方町議会において、1市4町(栃木市、西方町、大平町、藤岡町、都賀町)合併関連議案を否決 [否5:可4] 西方町長から1市4町による合併協議会の休止の申入れ
平成21年10月 7日	第2回「栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会」開催 〔すべての協定項目について確認〕 合併協定調印式
平成21年10月 9日	大平町、藤岡町、都賀町議会において、合併関連議案を可決
平成21年10月13日	栃木市において、合併関連議案を可決
平成21年10月15日	県知事に廃置分合申請
平成21年10月22日	西方町長に対し、合併の相手先を問う住民投票条例制定の直接請求(地方自治法第74条) 〔有効署名数:2,649名〕
平成21年11月 6日	西方町議会において、合併の相手先を問う住民投票条例案を一部修正の上可決 [可5:否4] *直接請求(H21.10.22)関連手続
平成21年11月12日	西方町議会において、H21.11.6修正可決の住民投票条例案について再議で否決 [否8:可2(議長も採決参加)]、原案を可決 [可7:否2] *直接請求(H21.10.22)関連手続
平成21年12月 2日	西方町の3町議の解職の請求(地方自治法第80条)

平成21年12月14日	県議会において、廃置分合議案を可決
平成21年12月15日	県知事が廃置分合を決定
平成21年12月20日	西方町において、合併の相手先を問う住民投票（投票率83.59%） 〔1市4町（栃木市、西方町、大平町、藤岡町、都賀町）2,720票（58.29%）、1市1町（鹿沼市、西方町）1,912票（40.98%）、無効34票（0.73%）〕 *直接請求（H21.10.22）関連手続
平成21年12月22日	西方町の3町議が辞職し、解職請求の手続終了 *解職請求（H21.12.2）関連手続
平成22年 1月12日	総務大臣による市町の廃置分合告示
平成22年 3月28日	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会廃止
平成22年 3月29日	合併

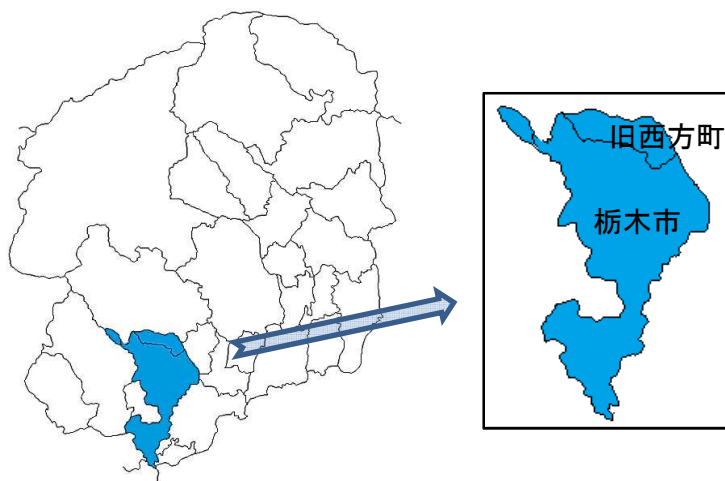
⑤ 合併の特徴

議会議員の取扱い	合併新法の規定を適用せず、合併後最初に行われる一般選挙に限り、公職選挙法第15条第6項の規定を適用し、合併関係市町の区域ごとに選挙区を設置する。 新市の議会議員の定数は、31人とする。 各選挙区の定数は、栃木市15人、大平町7人、藤岡町5人、都賀町4人とする。
農業委員会の取扱い	合併新法第11条第1項第1号の規定を適用し、合併関係市町の農業委員会の選挙による委員は、平成22年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
地方税の取扱い	1市3町で差異のあるものは、次のとおりとする。 ① 軽自動車税、入湯税：栃木市の例により合併時に統合する。 ② 鉱産税：栃木市、藤岡町の例により合併時に統合する。 ③ 都市計画税：合併時は現行のとおりとし、合併後5年以内に再編する。
地域自治制度	合併新法第23条の規定に基づき、大平町、藤岡町及び都賀町の区域ごとに、地域自治区を設置する。 （平成27年3月31日まで）



とちぎし
(12) 栃木市

イ 栃木市・西方町の合併



新市の将来都市像

(合併市町村基本計画から)

“自然”“歴史”“地域”“人”
それぞれに生み出す流れが
大河を創り
悠久の流れが未来を築く
新生・栃木市

① 概況

合併方式	編入合併（上都賀郡西方町を廃し、その区域を栃木市に編入する）
合併期日	平成23年10月1日
新市の名称	栃木市
事務所の位置 (合併協定時)	・ 栃木市役所〔栃木市入舟町7番26号〕 ・ 総合支所方式（西方町（、旧大平町、旧藤岡町、旧都賀町））
人口 (住民基本台帳)	146,388人（平成23年9月末日） 〔栃木市 139,776人, 西方町 6,612人〕
面積	284.83 km ² （H22国土地理院） 〔栃木市 252.83km ² , 西方町 32.00km ² 〕

② 合併協議会の概要

協議会の名称	栃木市・西方町合併協議会
設置年月日	平成22年7月20日
開催状況	平成22年8月31日～平成23年6月27日 全5回開催
廃止年月日	平成23年9月30日

③ 市町村合併を必要とした理由（合併申請書から）

○ 住民の生活圏や広域的な課題への対応

交通機関や道路網等の発達により、住民の生活圏は一つの行政区域を遥かに越えたものとなっている。また、水資源対策やごみ処理などの環境問題をはじめ、住民生活を取り巻く課題は、一つの自治体で解決することは困難な状況になっている。これらに対応するために、広域的な視点に立ち、住民生活の広がりに対応したまちづくりに取り組む必要がある。

○ 少子高齢社会への対応

行政サービスに対する住民ニーズは拡大するとともに多様化する一方、生産年齢人口の減少により保健・医療・福祉需要をすべて充足するための財源調達が大きな課題となっている。こうした状況に対応し、住民ニーズに応えるかたちで、安定的な行政サービスを提供していくためには、人的・財政的な基盤を強化していくとともに、より一層の行財政の効率化に取り組む必要がある。

○ 厳しい財政状況への対応

人口減少や高齢化が進展する中で、世界的な経済危機による影響が加わり、市町村、県、国を問わず、税収が減少し、より一層厳しい財政状況になっている。それに伴い、市町村は住民税をはじめとする自主財源の減少、国や県からの交付金や補助金の減少が進み、市町村の財政規模は縮小傾向にある。こうした状況に対応するためには、より健全な財政運営を目指し効率化を進めるとともに、地域の特性を積極的に活用したまちづくりを展開し、国や県に依存することのない自立した財政基盤を強化していく必要がある。

○ 地方分権への対応

地方分権の推進は、これまで国や県が持っていた事務権限や財源を住民に最も身近な市町村に移譲していくものであり、このことで、地域特性を活かした独自の施策を打ち出すことや、よりきめ細やかな行政サービスを提供していくことが可能になり、一層個性あるまちづくりを推進することができる。一方で、今まで国や県が一律に行ってきた事務等を市町村自らの判断と責任で行うことになり、行政の力量によって、自治体間でサービスの質に差異が生まれてくることも想定される。事務権限の移譲などを着実にサービスの質の向上に繋げていくためには、特に政策形成や法務などの分野における職員の専門性の発揮や高度なサービス提供を行うことができる体制づくりなど、地方分権に対応した行財政基盤を構築していく必要がある。

④ 合併の経緯等

年月日	主な事項
平成21年10月22日	西方町長に対し、合併の相手先を問う住民投票条例制定の直接請求（地方自治法第74条） 〔有効署名数：2,649名〕
平成21年11月6日	西方町議会において、合併の相手先を問う住民投票条例案を一部修正の上可決 〔可5：否4〕 *直接請求（H21.10.22）関連手続

平成21年11月12日	西方町議会において、H21.11.6修正可決の住民投票条例案について再議で否決〔否8:可2(議長も採決参加)〕、原案を可決〔可7:否2〕 *直接請求(H21.10.22)関連手続
平成21年12月 2日	西方町の3町議の解職の請求(地方自治法第80条)
平成21年12月20日	西方町において、合併の相手先を問う住民投票(投票率83.59%) 〔1市4町(栃木市、西方町、大平町、藤岡町、都賀町)2,720票(58.29%)、1市1町(鹿沼市、西方町)1,912票(40.98%)、無効34票(0.73%)〕 *直接請求(H21.10.22)関連手続
平成21年12月22日	西方町の3町議が辞職し、解職請求の手続終了 *解職請求(H21.12.2)関連手続
平成22年 3月29日	栃木市新設合併(栃木市、大平町、藤岡町、都賀町)
平成22年 5月20日	西方町長から栃木市長に対し、合併協議会の設置の申入れ
平成22年 5月28日	第1回「栃木市・西方町首長懇談会」開催 〔合併協議の基本項目等を協議〕
平成22年 6月 4日	栃木市長から西方町長へ合併協議を進める旨の回答
平成22年 7月13日	西方町議会において、法定合併協議会設置議案を可決
平成22年 7月14日	栃木市議会において、法定合併協議会設置議案を可決
平成22年 7月20日	「栃木市・西方町合併協議会」を設置
平成22年 8月31日	第1回「栃木市・西方町合併協議会」開催 〔合併方式「編入合併」、合併期日「平成23年10月1日」、新市の名称「栃木市」、事務所の位置「栃木市役所(西方町役場は総合支所)」確認〕
平成22年11月 2日	西方町長に対し、町の自立に関する住民投票条例制定の直接請求(地方自治法第74条) 〔有効署名数:1,954名〕
平成22年11月10日	第3回「栃木市・西方町合併協議会」開催 〔すべての協定項目について確認〕 合併協定調印式
平成22年11月16日	西方町議会において、合併関連議案を可決

平成22年11月16日	西方町議会において、町の自立に関する住民投票条例案を否決〔否6:可3〕 〔終了〕 *直接請求(H22.11.2)関連手続
平成22年11月19日	栃木市議会において、合併関連議案を可決
平成22年12月9日	県知事に廃置分合申請
平成22年12月14日	県議会において、廃置分合議案を可決
平成22年12月15日	県知事が廃置分合を決定
平成23年1月31日	総務大臣による市町の廃置分合告示
平成23年9月30日	栃木市・西方町合併協議会廃止
平成23年10月1日	合併

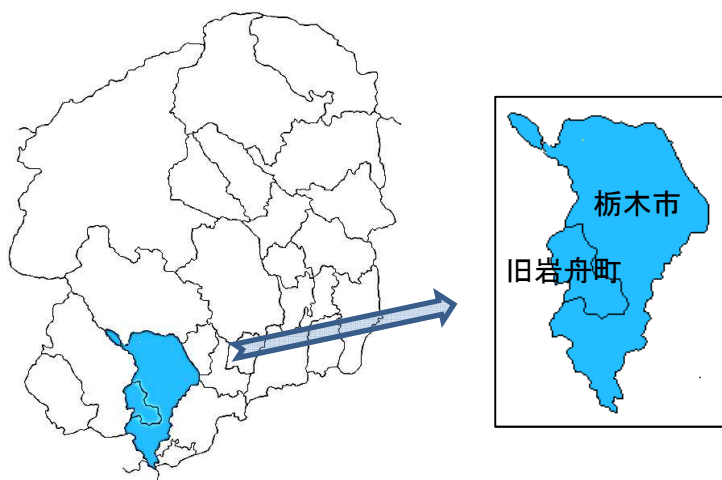
⑤ 合併の特徴

議会議員の取扱い	改正合併新法の規定を適用せず、地方自治法第91条第5項の規定に基づき、栃木市議会議員の定数(31人)を34人に増員するものとし、公職選挙法第15条第6項の規定を適用し、西方町を区域とする選挙区を設置する。 西方選挙区の定数は、3人とする。
農業委員会の取扱い	改正合併新法第11条第1項第2号の規定を適用し、西方町の農業委員会の選挙による委員である者のうち2人は、栃木市農業委員会委員の残任期間(平成25年7月19日まで)、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
地方税の取扱い	1市3町で差異のあるものは、次のとおりとする。 ① 軽自動車税、入湯税：栃木市の例により合併時に統合する。 ② 都市計画税：合併時は現行のとおりとし、合併後平成27年3月までに再編する。
地域自治制度	改正合併新法第23条の規定に基づき、西方町の区域に、地域自治区を設置する。 (平成27年3月31日まで) (平成22年3月29日の合併の際、旧大平町、旧藤岡町、旧都賀町の区域に地域自治区を設置)



とちぎし
(12) 栃木市

ウ 栃木市・岩舟町の合併



新市の将来都市像

(合併市町村基本計画から)

“自然”“歴史”“文化”が
息づき
“みんな”が笑顔のあったか
栃木市

① 概況

合併方式	編入合併（下都賀郡岩舟町を廃し、その区域を栃木市に編入する）
合併期日	平成26年4月5日
新市の名称	栃木市
事務所の位置 (合併協定時)	・栃木市役所〔栃木市入舟町7番26号〕 ・総合支所方式（岩舟町（、旧大平町、旧藤岡町、旧都賀町、旧西方町））
人口 (住民基本台帳)	164,309人（平成26年3月末日） 〔栃木市146,456人、岩舟町17,853人〕
面積	331.57km ² （H25国土地理院） 〔栃木市284.83km ² 、岩舟町46.74km ² 〕

② 合併協議会の概要

協議会の名称	栃木市・岩舟町合併協議会
設置年月日	平成23年4月8日
開催状況	平成23年5月13日～平成26年1月22日 全14回開催
廃止年月日	平成26年3月31日

③ 市町村合併を必要とした理由（合併申請書から）

○ 住民の生活圏や広域的な課題への対応

交通機関や道路網等の発達により、住民の生活圏は一つの行政区域を遥かに越えたものとなっている。また、水資源対策やごみ処理などの環境問題をはじめ、住民生活を取り巻く課題は、一つの自治体で解決することは困難な状況になっている。これらに対応するために、広域的な視点に立ち、住民生活の広がりに対応したまちづくりに取り組む必要がある。

○ 少子高齢社会への対応

行政サービスに対する住民ニーズは拡大するとともに多様化する一方、生産年齢人口の減少により保健・医療・福祉需要をすべて充足するための財源の確保が大きな課題となり、今後さらに深刻化することが懸念される。こうした状況に対応し、住民ニーズに応えるかたちで、安定的な行政サービスを提供していくためには、人的・財政的な基盤を強化していくとともに、より一層の行財政の効率化が求められている。

○ 厳しい財政状況への対応

人口減少や高齢化が進展する中で、世界的な経済危機による影響が加わり、市町村、県、国を問わず、税収が減少し、より一層厳しい財政状況になっている。それに伴い、市町村は住民税をはじめとする自主財源の減少、国や県からの財政的支援が厳しくなる中、慢性的な財源不足に悩まされている。こうした状況に対応するためには、より健全な財政運営を目指し効率化を進めるとともに、地域の特性を積極的に活用したまちづくりを展開し、国や県に依存することのない自立した行政運営ができる財政基盤を確立する必要がある。

○ 地方分権・地域主権改革への対応

地方分権・地域主権改革の推進は、これまで国や県が持っていた事務権限や財源を住民に最も身近な市町村に移譲していくものであり、このことにより、地域特性を活かした独自の施策を打ち出すことや、よりきめ細やかな行政サービスを提供していくことが可能になり、一層個性あるまちづくりを推進することができる。一方で、今まで国や県が一律に行ってきた事務等を市町村自らの判断と責任で行うことになり、行政の力量によって、自治体間でサービスの質に差異が生まれてくることも想定される。事務権限の移譲などを着実にサービスの質の向上に繋げていくためには、特に政策形成や法務などの分野における職員の専門性の発揮や高度なサービス提供を行うことができる体制づくりなど、地方分権・地域主権改革に対応した行財政基盤を構築が求められている。

④ 合併の経緯等

年月日	主な事項
平成20年 6月13日	岩舟町議会において、町長提案による合併の枠組みを問う住民投票条例案を可決〔可14:否1〕
平成20年 7月27日	岩舟町において、合併の枠組みを問う住民投票（投票率57.65%） 〔1市5町(栃木市、西方町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町)3,485票(38.46%)、 1市1町(佐野市、岩舟町)5,492票(60.60%)、無効85票(0.94%)〕 (町長が辞意を表明(H20.8.15辞職)、9.14新町長就任) *町長提案(H20.6.13)関連手続
平成20年10月 1日	岩舟町から佐野市に合併協議の申入れ

平成20年11月13日	佐野市から岩舟町へ協議開始に同意する旨を回答
平成20年12月19日	佐野市、岩舟町議会において、法定合併協議会設置議案を可決
平成20年12月22日	「佐野市・岩舟町合併協議会」を設置
平成21年 2月 5日	第1回「佐野市・岩舟町合併協議会」開催 〔事務所の位置「佐野市役所」確認〕
平成21年 3月11日	岩舟町から佐野市に合併協議の休止の申入れ (岩舟町として合併に対する意思の統一を図ることができないことから休止を決定)
平成21年 3月19日	第2回「佐野市・岩舟町合併協議会」開催 〔佐野市・岩舟町合併協議会の休止を決定〕
平成21年 6月15日	岩舟町長の解職の請求(地方自治法第81条) 〔有効署名数:6,853名〕
平成21年 8月 9日	岩舟町長の解職を問う住民投票 (投票率65.7%) 〔賛成5,269票(53.3%)、反対4,511票(45.63%)、無効106票(1.07%)〕 (町長解職、9.27新町長就任) *解職請求(H21.6.15)関連手続
平成21年12月21日	岩舟町から佐野市に協議再開の申入れ
平成22年 2月17日	第3回「佐野市・岩舟町合併協議会」開催 〔佐野市・岩舟町合併協議会の再開を決定〕
平成22年 3月29日	栃木市新設合併(栃木市、大平町、藤岡町、都賀町)
平成22年 6月 9日	住民発議による岩舟町長に対する栃木市との合併協議会設置の請求(改正合併新法第4条) 〔有効署名数:4,542名〕
平成22年 6月10日	岩舟町長から栃木市長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会 *住民発議(H22.6.9)関連手続
平成22年 7月28日	岩舟町長に対し、栃木市長から「議会に付議する」旨の回答 *住民発議(H22.6.9)関連手続
平成22年 9月 3日	栃木市議会において、法定合併協議会設置議案を可決 *住民発議(H22.6.9)関連手続

平成22年 9月24日	岩舟町議会において、法定合併協議会設置議案を否決〔否6:可6 議長採決〕 *住民発議(H22.6.9)関連手続
平成22年12月17日	岩舟町長に対し、栃木市との合併協議会設置に係る住民投票実施の請求(改正合併新法第4条) 〔有効署名数:5,155名〕 *住民発議(H22.6.9)関連手続
平成23年 1月23日	岩舟町において、栃木市との合併協議会設置に係る住民投票(投票率71.96%) 〔賛成5,963票(54.8%)、反対4,843票(44.5%)、無効76票(0.7%)〕 (賛成過半数により法定合併協議会設置議案可決とみなされる) *住民発議(H22.6.9)関連手続
平成23年 3月 1日	「栃木市・岩舟町合併協議会設置準備会」を設置
平成23年 4月 8日	「栃木市・岩舟町合併協議会」を設置
平成23年 5月13日	第1回「栃木市・岩舟町合併協議会」開催
平成23年 7月 7日	第2回「栃木市・岩舟町合併協議会」開催 〔岩舟町から合併協議の延期の申入れ〕 (岩舟町において岩舟町の合併の意思を問う住民投票を実施することを表明)
平成23年 7月15日	第11回「佐野市・岩舟町合併協議会」開催 〔岩舟町から合併協議の延期の申入れ〕 〔岩舟町において岩舟町の合併の意思を問う住民投票を実施することを表明〕
平成23年 7月25日	岩舟町議会において、町長提案による合併の相手先を問う住民投票条例案を可決〔可6:否6 議長採決〕
平成23年 8月28日	岩舟町において、合併の枠組み及び合併の是非を問う住民投票(投票率76.37%) 〔栃木市6,485票(54.75%)、佐野市5,037票(42.53%)、合併しない280票(2.37%)、無効42票(0.35%)〕 *町長提案(H23.7.25)関連手続
平成23年 9月 2日	岩舟町から佐野市に合併協議会廃止の申入れ (岩舟町の住民投票の結果、栃木市との合併を選択した町民が多数を占めたことから廃止を決定)
平成23年10月 1日	栃木市編入合併(栃木市・西方町)
平成23年10月17日	岩舟町長の解職の請求(地方自治法第81条) 〔有効署名数:5,278名〕 (町長が辞職願を提出(H23.11.21辞職)、12.25新町長就任)
平成23年10月21日	第3回「栃木市・岩舟町合併協議会」開催

平成23年10月31日	佐野市・岩舟町合併協議会廃止
平成24年 2月17日	第4回「栃木市・岩舟町合併協議会」開催 〔合併方式「編入合併」、新市の名称「栃木市」、事務所の位置「栃木市役所(岩舟町役場は総合支所)」確認〕
平成24年 7月20日	第6回「栃木市・岩舟町合併協議会」開催 (合併の期日「平成26年4月5日」確認)
平成25年 2月14日	第11回「栃木市・岩舟町合併協議会」開催 〔すべての協定項目について確認〕 合併協定調印式
平成25年 2月25日	栃木市、岩舟町議会において、合併関連議案を可決
平成25年 3月27日	県知事に廃置分合申請
平成25年 6月18日	県議会において、廃置分合議案を可決
平成25年 6月19日	県知事が廃置分合を決定
平成25年 8月23日	総務大臣による市町の廃置分合告示
平成26年 3月31日	栃木市・岩舟町合併協議会廃止
平成26年 4月 5日	合併

⑤ 合併の特徴

議会議員の取扱い	改正合併新法の規定を適用せず、合併後最初に行われる一般選挙に限り、公職選挙法第15条第6項の規定を適用し、合併前の栃木市及び岩舟町の区域ごとに選挙区を設置する。 各選挙区の定数は、栃木市30人、岩舟町4人とする。
農業委員会の取扱い	改正合併新法第11条第1項第2号の規定を適用し、岩舟町の農業委員会の選挙による委員である者のうち4人は、栃木市農業委員会委員の残任期間(平成28年7月19日まで)、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
地方税の取扱い	1市3町で差異のあるものは、次のとおりとする。 ① 軽自動車税、鉱産税、入湯税：栃木市の例により合併時に統合する。 ② 都市計画税：合併時は現行のとおりとし、合併後5年以内に再編する。
地域自治制度	改正合併新法第23条の規定に基づき、岩舟町の区域に、地域自治区を設置する。 (平成27年3月31日まで) (平成22年3月29日の合併の際に旧大平町、旧藤岡町及び旧都賀町、平成23年10月1日の合併の際に旧西方町の区域に地域自治区を設置)

2 合併に至らなかった法定協議会



(1) 栃木市・小山市合併協議会

① 合併協議会の概要

構成市町	栃木市、小山市
設置年月日	平成10年4月1日
開催状況	平成10年7月6日～平成12年6月30日 全6回開催
休止年月日	平成12年6月30日 ※ 平成22年3月29日 栃木市新設合併(栃木市、大平町、藤岡町、都賀町)

② 合併の経緯等

年月日	主な事項
平成9年9月22日	住民発議による小山市長に対する栃木市との合併協議会設置の請求(合併旧法第4条) [有効署名数:6,479名]
平成9年9月25日	小山市長から栃木市長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会 *住民発議(H9.9.22)関連手続
平成9年12月17日	小山市長に対し、栃木市長から「議会に付議する」旨の回答 *住民発議(H9.9.22)関連手続
平成10年3月18日	栃木市、小山市議会において、法定合併協議会設置議案を可決 *住民発議(H9.9.22)関連手続
平成10年4月1日	「栃木市・小山市合併協議会」を設置
平成10年7月6日	第1回「栃木市・小山市合併協議会」開催
平成11年11月9日	第5回「栃木市・小山市合併協議会」開催 [栃木市・小山市合併協議会で実施した住民アンケートの結果について協議、公表(栃木市:賛成31.7%、反対32.6%、小山市:賛成31.5%、反対34.7%)]

平成12年 6月30日	第6回「栃木市・小山市合併協議会」開催 〔栃木市・小山市合併協議会の休止を決定〕 (活動を一時保留(中断)し、各々近隣町村との広域行政のあり方を検討)
平成22年 3月29日	栃木市新設合併（栃木市・大平町・藤岡町・都賀町）



(2) 大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会

① 合併協議会の概要

構成市町	下都賀郡大平町、同郡岩舟町、同郡藤岡町
設置年月日	平成15年5月1日
開催状況	平成15年7月11日～平成16年3月29日 全9回開催
廃止年月日	平成16年4月30日

② 合併の経緯等

年月日	主な事項
平成14年11月25日	住民発議による藤岡町長に対する大平町、岩舟町との合併協議会設置の請求(合併旧法第4条) 〔有効署名数:377名〕
平成14年11月27日	藤岡町長から関係2町長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会 *住民発議(H14.11.25)関連手続
平成15年 2月25日	藤岡町長に対し、関係2町長から「議会に付議する」旨の回答 *住民発議(H14.11.25)関連手続
平成15年 4月25日	大平町、藤岡町、岩舟町議会において、法定合併協議会設置議案を可決 *住民発議(H14.11.25)関連手続
平成15年 5月 1日	「大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会」を設置
平成15年 6月10日	県が合併重点支援地域に指定 (大平町、岩舟町、藤岡町)
平成15年 7月11日	第1回「大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会」開催
平成15年 9月29日	第3回「大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会」開催 〔合併方式「新設合併」、合併期日「平成17年1月1日を目途」確認〕
平成16年 1月21日	第7回「大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会」開催 〔新市の名称「みかも市」確認〕

平成16年 3月29日	第9回「大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会」開催 〔大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会の廃止を確認〕 (新市の事務所の位置に係る調整が難航したことから、各町民の意向を踏まえ協議がなされた結果、廃止)
平成16年 4月27日	県が合併重点支援地域の指定解除 (大平町、岩舟町、藤岡町)
平成16年 4月30日	大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会廃止



(3) 南那須地区合併協議会

① 合併協議会の概要

構成市町	那須郡南那須町、同郡烏山町、同郡馬頭町、同郡小川町
設置年月日	平成15年7月1日
開催状況	平成15年7月17日～平成16年9月5日 全20回開催
廃止年月日	平成16年10月31日

② 合併の経緯等

年月日	主な事項
平成13年11月9日	「南那須地区町村合併研究会」を設置（南那須町・烏山町・馬頭町・小川町）
平成14年11月25日	南那須地区町村合併研究会が4町（南那須町、烏山町、馬頭町、小川町）で住民アンケートを実施 〔合併に肯定的47.1%、合併に否定的38.8%〕
平成15年5月29日	H15.5.29までに、4町（南那須町、烏山町、馬頭町、小川町）がそれぞれ住民アンケートを実施 〔南那須4町（南那須町、烏山町、馬頭町、小川町）合併：南那須町41.1%、烏山町58.4%、馬頭町53.9%、小川町87.38%〕
平成15年5月30日	4町長（南那須町、烏山町、馬頭町、小川町）間で4町による合併推進を合意
平成15年6月30日	南那須町、烏山町、馬頭町、小川町議会において、法定合併協議会設置議案を可決
平成15年7月1日	「南那須地区合併協議会」を設置（南那須町、烏山町、馬頭町、小川町）
平成15年7月17日	第1回「南那須地区合併協議会」開催
平成15年7月22日	県が合併重点支援地域に指定（南那須町、烏山町、馬頭町、小川町）
平成15年8月28日	第3回「南那須地区合併協議会」開催 〔合併方式「新設合併」、合併期日「法期限（平成17年3月31日）内を目指す」確認〕

平成15年11月 1日	新市の名称を公募
平成16年 2月19日	第11回「南那須地区合併協議会」開催 〔新市の名称「那須南市」確認〕
平成16年 7月22日	第18回「南那須地区合併協議会」開催 〔合併期日「平成17年10月1日」確認〕
平成16年 9月 5日	第20回「南那須地区合併協議会」開催 〔南那須地区合併協議会は当面休止し、調整会議で廃止を検討することを決定〕 〔新市の事務所の位置など一部合意に至らない協定項目があり合併は困難と判断〕
平成16年 9月22日	「南那須地区合併協議会」調整会議(構成:正副会長、各町議会議長)開催 〔南那須地区合併協議会をH16.10.31をもって廃止することを合意〕
平成16年10月31日	南那須地区合併協議会廃止
平成16年11月 9日	県が合併重点支援地域の指定解除 (南那須町、烏山町、馬頭町、小川町)



(4) 矢板市・塩谷町合併協議会

① 合併協議会の概要

構成市町	矢板市、塩谷郡塩谷町
設置年月日	平成15年8月19日
開催状況	平成15年8月27日～平成16年11月18日 全16回開催
廃止年月日	平成16年12月28日

② 合併の経緯等

年月日	主な事項
平成15年 2月28日	住民発議による矢板市長に対する塩谷町、氏家町、高根沢町、喜連川町との合併協議会設置の請求(合併旧法第4条) 〔有効署名数:3,254名〕
平成15年 3月 4日	矢板市長から関係4町長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会 *住民発議(H15.2.28)関連手続
平成15年 3月28日	H15.3.28までに、矢板市長に対し、高根沢町長から「議会に付議しない」、他3町長から「議会に付議する」旨の回答〔終了〕 *住民発議(H15.2.28)関連手続
平成15年 4月 1日	「塩谷地区合併研究会」を設置 (矢板市、塩谷町、氏家町、喜連川町)
平成15年 6月10日	氏家町長が喜連川町との2町合併を目指すことを表明 氏家町が塩谷地区合併研究会への活動休止届出を提出
平成15年 6月13日	喜連川町長が氏家町との2町合併を推進することを表明
平成15年 6月17日	喜連川町が塩谷地区合併研究会への活動休止届出を提出
平成15年 6月20日	塩谷町長が矢板市との1市1町による合併を推進することを表明
平成15年 6月27日	矢板市が1市4町、1市3町の合併の枠組みを残しつつ塩谷町と1市1町による合併を推進することを決定

平成15年 6月30日	塩谷地区合併研究会を休止 (H15.8.31 廃止)
平成15年 7月 1日	「矢板市・塩谷町任意合併協議会」を設置 (矢板市、塩谷町)
平成15年 7月14日	第1回「矢板市・塩谷町任意合併協議会」開催
平成15年 8月18日	矢板市、塩谷町議会において、法定合併協議会設置議案を可決
平成15年 8月19日	「矢板市・塩谷町合併協議会」を設置
平成15年 8月27日	第1回「矢板市・塩谷町合併協議会」開催
平成15年 9月10日	県が合併重点支援地域に指定 (矢板市、塩谷町)
平成15年10月23日	第3回「矢板市・塩谷町合併協議会」開催 〔合併期日「平成17年2月28日を目標」、事務所の位置「矢板市役所(塩谷町役場は支所)」確認〕
平成16年 2月12日	第7回「矢板市・塩谷町合併協議会」開催 〔合併方式「新設合併」確認〕
平成16年 3月10日	新市の名称を公募
平成16年 3月17日	矢板市議会において、議員提案による合併方式を問う住民投票条例案を否決 〔反対多数〕
平成16年 4月22日	第11回「矢板市・塩谷町合併協議会」開催 〔同日、塩谷町選出委員3名が辞職願を提出〕
平成16年10月 4日	第14回「矢板市・塩谷町合併協議会」開催 〔H16.9.16 塩谷町から委員3名を選出〕
平成16年11月18日	第16回「矢板市・塩谷町合併協議会」開催 〔矢板市・塩谷町合併協議会の廃止を確認〕 (現行合併特例法(合併旧法)下での合併は困難と判断し、廃止)
平成16年12月28日	矢板市・塩谷町合併協議会廃止
平成17年 1月11日	県が合併重点支援地域の指定解除 (矢板市、塩谷町)



(5) 芳賀地区合併協議会

① 合併協議会の概要

構成市町	真岡市、芳賀郡二宮町、同郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町
設置年月日	平成16年1月1日
開催状況	平成16年1月15日～平成16年8月21日 全13回開催
廃止年月日	平成16年8月31日

② 合併の経緯等

年月日	主な事項
平成14年 5月 9日	「芳賀郡市行政事務研究会市町村合併研究部会」を設置（真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）
平成15年 5月16日	「芳賀地区合併推進研究会」を設置（真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）
平成15年 7月15日	芳賀町長が町議会に対し、高根沢町との2町合併を推進する方針を表明
平成15年11月28日	第2回「芳賀地区合併推進研究会」開催 〔1市4町（真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町）合併を推進することで合意〕
平成15年12月15日	市貝町議会において、法定合併協議会設置議案を可決
平成15年12月18日	真岡市、二宮町、益子町議会において、法定合併協議会設置議案を可決
平成15年12月19日	茂木町議会において、法定合併協議会設置議案を可決
平成16年 1月 1日	「芳賀地区合併協議会」を設置（真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町）
平成16年 1月15日	第1回「芳賀地区合併協議会」開催
平成16年 1月27日	県が合併重点支援地域に指定（真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町）
平成16年 1月28日	第2回「芳賀地区合併協議会」開催 〔合併方式「新設合併」、合併期日「平成17年10月1を目標」確認〕

平成16年 6月22日	茂木町長から合併協議会からの脱退の申入れ (まちづくりの手法、方向性の違いが大きく、新市の名称募集方法や新市の事務所の位置など合意点が見出せないことから決断)
平成16年 6月23日	第12回「芳賀地区合併協議会」開催 〔茂木町の芳賀地区合併協議会からの脱退を報告〕
平成16年 8月19日	住民発議による芳賀町長に対する真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町との合併協議会設置の請求(合併旧法第4条) 〔有効署名数:1,612名〕 芳賀町長から関係5市町長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会
平成16年 8月21日	第13回「芳賀地区合併協議会」開催 〔芳賀地区合併協議会の廃止を報告〕 (4市町の枠組みでの協議会の継続は困難であると判断)
平成16年 8月31日	芳賀地区合併協議会廃止
平成16年 9月13日	県が合併重点支援地域の指定解除 (真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町)
平成16年 9月30日	芳賀町長に対し、関係5市町長から「議会に付議しない」旨の回答 [終了] *住民発議(H16.8.19)関連手続



(6) 宇都宮地域合併協議会

① 合併協議会の概要

構成市町	宇都宮市、河内郡上三川町、同郡上河内町、同郡河内町
設置年月日	平成16年2月1日
開催状況	平成16年2月4日～平成17年1月31日 全8回開催
廃止年月日	平成17年1月31日

② 合併の経緯等

年月日	主な事項
平成13年 6月29日	「市町村合併」研究会を設置（宇都宮地区広域行政推進協議会内：宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、壬生町、石橋町）
平成14年 5月 1日	「市町村合併」研究会が調査研究結果（合併パターン別合併のメリット・デメリット）を報告し、同研究会廃止
平成14年12月26日	「市町村合併勉強会」を設置（宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、壬生町、石橋町、芳賀町、高根沢町、南河内町はH15.2から参加）
平成15年 2月20日	「市町村合併研究会」を設置（「市町村合併勉強会」を改組）
平成15年 5月30日	1市4町（宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、高根沢町）で任意合併協議会の設置合意
平成15年 6月 6日	「宇都宮地域合併協議会」（任意）を設置（宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、高根沢町） 第1回「宇都宮地域合併協議会」（任意）開催
平成15年 7月22日	県が合併重点支援地域に指定（宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、高根沢町）
平成15年 9月26日	第3回「宇都宮地域合併協議会」（任意）開催 （合併方式「編入合併」、合併期日「平成17年3月」、新市の名称「宇都宮市」、事務所の位置「宇都宮市役所」確認）

平成15年11月22日	宇都宮地域合併協議会(任意)が合併シンポジウムを栃木会館にて開催〔約350名参加〕
平成15年12月 5日	高根沢町議会において、法定合併協議会設置議案を否決〔否16:可5〕 (H15.12.5までに上三川町、河内町議会は可決、宇都宮市、上河内町議会は未議決)
平成16年 1月16日	芳賀町、高根沢町が法定合併協議会設置を合意 (H16.3.1設置、H16.7.31廃止)
平成16年 1月23日	宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町議会において、法定合併協議会設置議案を可決
平成16年 2月 1日	「宇都宮地域合併協議会」を設置(宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町)
平成16年 2月 4日	第1回「宇都宮地域合併協議会」開催 〔合併方式「編入合併」、新市の名称「宇都宮市」、事務所の位置「宇都宮市役所」確認〕
平成16年 2月10日	県が合併重点支援地域を変更(宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町(高根沢町指定解除))
平成16年 5月17日	「宇都宮市・高根沢町合併協議会」を設置
平成16年 9月13日	町民アンケートを実施(上三川町) 〔合併する必要はない47.6%、どちらかといえば合併する必要はない18.7%〕
平成16年 9月16日	上三川町長から合併協議会からの脱退の申入れ
平成16年 9月24日	第7回「宇都宮地域合併協議会」開催 〔上三川町の宇都宮地域合併協議会からの脱退を承認〕
平成16年12月 9日	上河内町議会において、宇都宮地域合併協議会規約変更(上三川町脱退)議案を可決
平成16年12月10日	河内町議会において、宇都宮地域合併協議会規約変更(上三川町脱退)議案を否決〔否10:可8〕
平成16年12月15日	上河内町長が宇都宮市長へ年度内の合併断念を伝え、宇都宮市長も了解(宇都宮市と上河内町による合併は想定外であり、住民へ説明する時間がないことを理由に決断)
平成17年 1月31日	宇都宮地域合併協議会廃止(宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町)

平成17年 2月 8日	県が合併重点支援地域の指定解除（宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町）
平成17年 6月30日	宇都宮市・高根沢町合併協議会廃止 （宇都宮地域合併協議会が廃止となり、合併の前提が変わったことなどを理由に決断）



(7) 芳賀町・高根沢町合併協議会

① 合併協議会の概要

構成市町	芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町
設置年月日	平成16年3月1日
開催状況	平成16年3月25日～平成16年7月9日 全4回開催
廃止年月日	平成16年7月31日

② 合併の経緯等

年月日	主な事項
平成14年 5月 9日	「芳賀郡市行政事務研究会市町村合併研究部会」を設置（真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）
平成14年12月26日	「市町村合併勉強会」を設置（宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、壬生町、石橋町、芳賀町、高根沢町，南河内町はH15.2から参加）
平成15年 2月20日	「市町村合併研究会」を設置（「市町村合併勉強会」を改組）
平成15年 5月16日	「芳賀地区合併推進研究会」を設置（真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）
平成15年 5月30日	1市4町(宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、高根沢町)で任意合併協議会の設置合意
平成15年 6月 6日	「宇都宮地域合併協議会」(任意)を設置（宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、高根沢町） 第1回「宇都宮地域合併協議会」(任意)開催
平成15年 7月15日	芳賀町長が町議会に対し、高根沢町との2町合併を推進する方針を表明
平成15年 7月22日	県が合併重点支援地域に指定（宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、高根沢町）

平成15年12月 5日	高根沢町議会において、法定合併協議会設置議案を否決〔否16:可5〕 (H15.12.5までに上三川町、河内町議会は可決、宇都宮市、上河内町議会は未議決)
平成16年 1月16日	芳賀町、高根沢町が法定合併協議会設置を合意
平成16年 2月 1日	「宇都宮地域合併協議会」を設置 (宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町)
平成16年 2月10日	県が合併重点支援地域を変更 (宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町 (高根沢町指定解除))
平成16年 2月16日	芳賀町議会において、法定合併協議会設置議案を可決
平成16年 2月18日	高根沢町議会において、法定合併協議会設置議案を可決
平成16年 3月 1日	「芳賀町・高根沢町合併協議会」を設置
平成16年 3月25日	第1回「芳賀町・高根沢町合併協議会」開催
平成16年 4月27日	第2回「芳賀町・高根沢町合併協議会」開催 〔芳賀町から高根沢町に対し、合併方針を早急に一本化するよう要請〕 〔高根沢町は宇都宮市との法定合併協議会も設置する方針〕
平成16年 5月17日	「宇都宮市・高根沢町合併協議会」を設置
平成16年 6月23日	第3回「芳賀町・高根沢町合併協議会」開催 〔芳賀町長は合併協議会の廃止を表明、高根沢町長は合併方針の一本化を留保〕
平成16年 7月 9日	第4回「芳賀町・高根沢町合併協議会」開催 〔合併協議会の廃止を確認〕
平成16年 7月31日	芳賀町・高根沢町合併協議会廃止
平成17年 6月30日	宇都宮市・高根沢町合併協議会廃止 (宇都宮地域合併協議会が廃止となり、合併の前提が変わったことなどを理由に決断)



(8) 宇都宮市・高根沢町合併協議会

① 合併協議会の概要

構成市町	宇都宮市、塩谷郡高根沢町
設置年月日	平成16年5月17日
開催状況	平成16年5月20日～平成16年9月30日 全5回開催
廃止年月日	平成17年6月30日

② 合併の経緯等

年月日	主な事項
平成14年12月26日	「市町村合併勉強会」を設置（宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、壬生町、石橋町、芳賀町、高根沢町、南河内町はH15.2から参加）
平成15年 2月20日	「市町村合併研究会」を設置（「市町村合併勉強会」を改組）
平成15年 5月30日	1市4町(宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、高根沢町)で任意合併協議会の設置合意
平成15年 6月 6日	「宇都宮地域合併協議会」(任意)を設置（宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、高根沢町） 第1回「宇都宮地域合併協議会」(任意)開催
平成15年 7月22日	県が合併重点支援地域に指定（宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、高根沢町）
平成15年 9月26日	第3回「宇都宮地域合併協議会」(任意)開催 〔合併方式「編入合併」、合併期日「平成17年3月」、新市の名称「宇都宮市」、事務所の位置「宇都宮市役所」確認〕
平成15年11月22日	宇都宮地域合併協議会(任意)が合併シンポジウムを栃木会館にて開催〔約350名参加〕
平成15年12月 5日	高根沢町議会において、法定合併協議会設置議案を否決〔否16:可5〕 (H15.12.5までに上三川町、河内町議会は可決、宇都宮市、上河内町議会は未議決)

平成16年 1月16日	芳賀町、高根沢町が法定合併協議会設置を合意
平成16年 2月 1日	「宇都宮地域合併協議会」を設置（宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町）
平成16年 2月10日	県が合併重点支援地域を変更（宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町（高根沢町指定解除））
平成16年 3月 1日	「芳賀町・高根沢町合併協議会」を設置
平成16年 3月 1日	住民発議による高根沢町長に対する宇都宮市との合併協議会設置の請求（合併旧法第4条） 〔有効署名数:6,025名〕
平成16年 3月 2日	高根沢町長から宇都宮市長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会 *住民発議(H16.3.1)関連手続
平成16年 3月 4日	高根沢町長に対し、宇都宮市長から「議会に付議する」旨の回答 *住民発議(H16.3.1)関連手続
平成16年 3月12日	宇都宮市議会において、法定合併協議会設置議案を可決 *住民発議(H16.3.1)関連手続
平成16年 3月18日	高根沢町議会において、法定合併協議会設置議案を否決〔否17:可4〕 *住民発議(H16.3.1)関連手続
平成16年 3月18日	高根沢町長の請求による宇都宮市との合併協議会設置協議に係る住民投票実施の請求（合併旧法第4条） *住民発議(H16.3.1)関連手続
平成16年 4月18日	高根沢町において、宇都宮市との合併協議会設置に係る住民投票（投票率63.08%） 〔賛成7,410票(50.14%)、反対7,195票(48.69%)、無効173票(1.17%)〕 （賛成過半数により法定合併協議会設置議案可決とみなされる） *住民発議(H16.3.1)関連手続
平成16年 5月17日	「宇都宮市・高根沢町合併協議会」を設置
平成16年 5月20日	第1回「宇都宮市・高根沢町合併協議会」開催
平成16年 6月22日	第2回「宇都宮市・高根沢町合併協議会」開催 （合併方式「編入合併」、新市の名称「宇都宮市」、事務所の位置「宇都宮市役所」確認）
平成16年 7月31日	芳賀町・高根沢町合併協議会廃止

平成16年10月14日	高根沢町長から宇都宮市長へ合併協議会の休止の申入れ (H17.3までの知事申請は不可能と判断)
平成17年 1月31日	宇都宮地域合併協議会廃止 (宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町)
平成17年 2月 8日	県が合併重点支援地域の指定解除 (宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町)
平成17年 3月17日	高根沢町長から宇都宮市長へ合併協議会の廃止の申入れ (宇都宮地域合併協議会が廃止となり、合併の前提が変わったことなどを理由に決断)
平成17年 6月30日	宇都宮市・高根沢町合併協議会廃止



(9) 栃木地区合併協議会

① 合併協議会の概要

構成市町	栃木市、上都賀郡西方町、下都賀郡大平町、同郡藤岡町、同郡都賀町
設置年月日	平成20年12月17日
開催状況	平成21年1月19日～平成21年9月16日 全13回開催
休止年月日	平成21年10月2日 ※ 平成22年3月29日 栃木市新設合併(栃木市、大平町、藤岡町、都賀町)

② 合併の経緯等

年月日	主な事項
平成19年 7月 9日	合併勉強会の準備会として、栃木地区1市5町(栃木市、西方町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町)の首長が意見交換会を実施
平成19年 9月25日	第1回「栃木地区広域行政圏首長懇談会」開催(栃木市、西方町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町)
平成20年 4月15日	第6回「栃木地区広域行政圏首長懇談会」開催 〔合併を前提とした協議に入ることが合意〕
平成20年 4月16日	町民アンケートを実施(岩舟町) 〔合併枠組み: 1市5町(栃木市、西方町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町) 31.8%、2市6町(1市5町・小山市・野木町) 17.8%、佐野市、岩舟町 44.5%〕
平成20年 5月13日	第7回「栃木地区広域行政圏首長懇談会」開催 〔任意協議会設置に向け7月末まで協議することを確認〕
平成20年 6月13日	岩舟町議会において、町長提案による合併の枠組みを問う住民投票条例案を可決〔可14:否1〕
平成20年 6月30日	第8回「栃木地区広域行政圏首長懇談会」開催 〔合併方式「新設合併」、合併期日「法期限(平成22年3月31日)内に合併」確認〕

平成20年 7月27日	岩舟町において、合併の枠組みを問う住民投票（投票率57.65%） 〔1市5町(栃木市、西方町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町)3,485票(38.46%)、1市1町(佐野市、岩舟町)5,492票(60.60%)、無効85票(0.94%)〕 (町長が辞意を表明(H20.8.15辞職)、9.14新町長就任) *町長提案(H20.6.13)関連手続
平成20年 7月29日	第12回「栃木地区広域行政圏首長懇談会」開催 〔岩舟町が合併協議会から離脱することを了承〕
平成20年 9月19日	町民アンケートを実施（藤岡町） 〔合併先:1市3町(栃木市、西方町、大平町、都賀町)18.76%、佐野市71.17%、小山市9.38%〕 (アンケート結果は佐野市が7割を超えたが、町長は1市3町との合併推進を表明)
平成20年10月30日	第14回「栃木地区広域行政圏首長懇談会」開催 〔1市4町(栃木市、西方町、大平町、藤岡町、都賀町)で法定合併協議会への参加を基本合意〕
平成20年11月10日	市町村合併推進シンポジウムを栃木市文化会館にて開催〔約400名参加〕 〔主催:県及び1市4町(栃木市、西方町、大平町、藤岡町、都賀町)〕
平成20年11月10日	第15回「栃木地区広域行政圏首長懇談会」開催 〔年内の法定協議会設置に向け努力することを確認〕
平成20年12月 1日	「栃木地区合併協議会設置準備会」を設置（栃木市、西方町、大平町、藤岡町、都賀町）
平成20年12月 2日	第1回「栃木地区合併協議会設置準備会」開催 〔法定協議会設置議案を各議会に提案することを確認〕
平成20年12月 4日	西方町が当面合併協議への不参加を表明 (町長が辞意を表明(H20.12.31辞職)、H21.2.1新町長就任)
平成20年12月 4日	第2回「栃木地区合併協議会設置準備会」開催 〔1市3町(栃木市、大平町、藤岡町、都賀町)で先行して合併を目指すことを確認〕
平成20年12月17日	栃木市、大平町、藤岡町、都賀町議会において、法定合併協議会設置議案を可決 「栃木地区合併協議会」を設置（栃木市、大平町、藤岡町、都賀町）
平成20年12月26日	住民発議による藤岡町長に対する佐野市との合併協議会設置の請求(合併新法第4条) 〔有効署名数:3,476名〕
平成21年 1月13日	藤岡町長から佐野市長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会 *住民発議(H20.12.26)関連手続

平成21年 1月19日	第1回「栃木地区合併協議会」開催 〔合併方式「新設合併」、合併期日「平成22年3月を目途」確認〕
平成21年 2月 6日	第3回「栃木地区合併協議会」開催 〔新市の名称「栃木市」、事務所の位置「栃木市役所(3町の現庁舎は総合支所)」確認〕
平成21年 2月12日	藤岡町長に対し、佐野市長から「議会に付議する」旨の回答 * 住民発議(H20.12.26) 関連手続
平成21年 2月13日	西方町議会において、1市4町(栃木市、西方町、大平町、藤岡町、都賀町)による法定合併協議会設置議案を可決
平成21年 2月20日	佐野市議会において、法定合併協議会設置議案を可決 * 住民発議(H20.12.26) 関連手続
平成21年 3月 6日	栃木市、大平町、藤岡町、都賀町議会において、1市4町(栃木市、西方町、大平町、藤岡町、都賀町)による法定合併協議会設置議案を可決 「栃木地区合併協議会」に西方町が加入 (栃木市、西方町、大平町、藤岡町、都賀町)
平成21年 3月17日	第6回「栃木地区合併協議会」開催 〔協議終了事項は西方町を含めたものとして取り扱うことを確認〕
平成21年 3月30日	第7回「栃木地区合併協議会」開催 〔合併期日「平成22年3月29日」確認〕
平成21年 4月 7日	藤岡町議会において、法定合併協議会設置議案を否決 [否7:可5] * 住民発議(H20.12.26) 関連手続
平成21年 4月28日	住民発議による西方町長に対する鹿沼市との合併協議会設置の請求(合併新法第4条) 〔有効署名数:664名〕
平成21年 5月 7日	西方町長から鹿沼市長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会 * 住民発議(H21.4.28) 関連手続
平成21年 5月27日	西方町長に対し、鹿沼市長から「議会に付議する」旨の回答 * 住民発議(H21.4.28) 関連手続
平成21年 6月17日	住民発議による藤岡町長に対する佐野市との合併協議会設置に係る住民投票実施の請求(合併新法第4条) 〔有効署名数:4,088名〕 * 住民発議(H20.12.26) 関連手続

平成21年 6月23日	鹿沼市議会において、法定合併協議会設置議案を可決 *住民発議(H21.4.28)関連手続
平成21年 7月15日	西方町議会において、法定合併協議会設置議案を可決 *住民発議(H21.4.28)関連手続
平成21年 7月26日	藤岡町において、佐野市との合併協議会設置に係る住民投票（投票率68.34%） 〔反対6,595票(65.49%)、賛成3,365票(33.42%)、無効110票(1.09%)〕 *住民発議(H20.12.26)関連手続
平成21年 7月30日	第12回「栃木地区合併協議会」開催 〔すべての協定項目について確認〕
平成21年 8月18日	合併協定調印式
平成21年 8月21日	西方町議会において、1市4町(栃木市、西方町、大平町、藤岡町、都賀町)による 合併関連議案を否決〔否5:可4〕 栃木市、大平町、藤岡町、都賀町議会においては可決
平成21年8月26日	西方町議会において、町長提案による合併の相手先を問う住民投票条例案を否決 〔否5:可4〕
平成21年8月27日	1市4町(栃木市、西方町、大平町、藤岡町、都賀町)の首長間で対応を協議した 結果、1市4町の協議会を残しつつ、1市3町(栃木市、大平町、藤岡町、都賀町)に よる合併協議会を設置することを確認
平成21年 9月 4日	栃木市、大平町、藤岡町、都賀町議会において、1市3町による法定合併協議会 設置議案を可決 「栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会」を設置
平成21年 9月 4日	西方町議会において、町長提案による合併の相手先を問う住民投票条例案を否決 〔否5:可4〕〔終了〕
平成21年 9月16日	第1回「栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会」開催 〔1市4町(栃木市、西方町、大平町、藤岡町、都賀町)での合併協定項目の調整 方針(合併市町村基本計画を除く)を引き継ぐ形で確認〕
平成21年10月 2日	西方町議会において、1市4町(栃木市、西方町、大平町、藤岡町、都賀町)合併 関連議案を否決〔否5:可4〕 西方町長から1市4町による合併協議会の休止の申入れ
平成22年 3月29日	栃木市新設合併(栃木市・大平町・藤岡町・都賀町)



(10) 佐野市・岩舟町合併協議会

① 合併協議会の概要

構成市町	佐野市、下都賀郡岩舟町
設置年月日	平成20年12月22日
開催状況	平成21年2月5日～平成23年9月21日 全12回開催
廃止年月日	平成23年10月31日

② 合併の経緯等

年月日	主な事項
平成20年 6月13日	岩舟町議会において、町長提案による合併の枠組みを問う住民投票条例案を可決〔可14:否1〕
平成20年 7月27日	岩舟町において、合併の枠組みを問う住民投票（投票率57.65%） 〔1市5町(栃木市、西方町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町)3,485票(38.46%)、 1市1町(佐野市、岩舟町)5,492票(60.60%)、無効85票(0.94%)〕 (町長が辞意を表明(H20.8.15辞職)、9.14新町長就任) *町長提案(H20.6.13)関連手続
平成20年10月 1日	岩舟町から佐野市に合併協議の申入れ
平成20年11月13日	佐野市から岩舟町へ協議開始に同意する旨を回答
平成20年12月19日	佐野市、岩舟町議会において、法定合併協議会設置議案を可決
平成20年12月22日	「佐野市・岩舟町合併協議会」を設置
平成21年 2月 5日	第1回「佐野市・岩舟町合併協議会」開催 〔事務所の位置「佐野市役所」確認〕
平成21年 3月11日	岩舟町から佐野市に合併協議の休止の申入れ (岩舟町として合併に対する意思の統一を図ることができないことから休止を決定)
平成21年 3月19日	第2回「佐野市・岩舟町合併協議会」開催 〔佐野市・岩舟町合併協議会の休止を決定〕

平成21年 6月15日	岩舟町長の解職の請求(地方自治法第81条) 〔有効署名数:6,853名〕
平成21年 8月 9日	岩舟町長の解職を問う住民投票 (投票率65.7%) 〔賛成5,269票(53.3%)、反対4,511票(45.63%)、無効106票(1.07%)〕 (町長解職、9.27新町長就任) *解職請求(H21.6.15)関連手続
平成21年12月21日	岩舟町から佐野市に協議再開の申入れ
平成22年 2月17日	第3回「佐野市・岩舟町合併協議会」開催 〔佐野市・岩舟町合併協議会の再開を決定〕
平成22年 3月29日	栃木市新設合併(栃木市・大平町・藤岡町・都賀町)
平成22年 5月28日	第4回「佐野市・岩舟町合併協議会」開催 〔合併方式「編入合併」、合併期日「平成24年3月31日 目途」、新市の名称「佐野市」確認〕
平成22年 6月 9日	住民発議による岩舟町長に対する栃木市との合併協議会設置の請求(改正合併新法第4条) 〔有効署名数:4,542名〕
平成22年 6月10日	岩舟町長から栃木市長に合併協議会設置に関する議会付議について意見照会 *住民発議(H22.6.9)関連手続
平成22年 7月28日	岩舟町長に対し、栃木市長から「議会に付議する」旨の回答 *住民発議(H22.6.9)関連手続
平成22年 8月26日	第6回「佐野市・岩舟町合併協議会」開催 〔事務所の位置「佐野市役所(岩舟町役場は総合支所)」確認〕
平成22年 9月 3日	栃木市議会において、法定合併協議会設置議案を可決 *住民発議(H22.6.9)関連手続
平成22年 9月24日	岩舟町議会において、法定合併協議会設置議案を否決〔否6:可6 議長採決〕 *住民発議(H22.6.9)関連手続
平成22年12月17日	岩舟町長に対し、栃木市との合併協議会設置に係る住民投票実施の請求(改正合併新法第4条) 〔有効署名数:5,155名〕 *住民発議(H22.6.9)関連手続

平成23年 1月23日	岩舟町において、栃木市との合併協議会設置に係る住民投票（投票率71.96%） 〔賛成5,963票(54.8%)、反対4,843票(44.5%)、無効76票(0.7%)〕 （賛成過半数により法定合併協議会設置議案可決とみなされる） * 住民発議(H22.6.9) 関連手続
平成23年 1月31日	第10回「佐野市・岩舟町合併協議会」開催 〔合併期日「平成24年4月1日」確認〕
平成23年 4月 8日	「栃木市・岩舟町合併協議会」を設置
平成23年 5月13日	第1回「栃木市・岩舟町合併協議会」開催
平成23年 7月 7日	第2回「栃木市・岩舟町合併協議会」開催 〔岩舟町から合併協議の延期の申入れ〕 （岩舟町において岩舟町の合併の意思を問う住民投票を実施することを表明）
平成23年 7月15日	第11回「佐野市・岩舟町合併協議会」開催 〔岩舟町から合併協議の延期の申入れ〕 〔岩舟町において岩舟町の合併の意思を問う住民投票を実施することを表明）
平成23年 7月25日	岩舟町議会において、町長提案による合併の相手先を問う住民投票条例案を可決 〔可6:否6 議長採決〕
平成23年 8月28日	岩舟町において、合併の枠組み及び合併の是非を問う住民投票（投票率76.37%） 〔栃木市6,485票(54.75%)、佐野市5,037票(42.53%)、合併しない280票(2.37%)、無効42票(0.35%)〕 * 町長提案(H23.7.25) 関連手続
平成23年 9月 2日	岩舟町から佐野市に合併協議会廃止の申入れ （岩舟町の住民投票の結果、栃木市との合併を選択した町民が多数を占めたことから廃止を決定）
平成23年 9月21日	第12回「佐野市・岩舟町合併協議会」開催 〔佐野市・岩舟町合併協議会の廃止を確認〕
平成23年10月 1日	栃木市編入合併（栃木市・西方町）
平成23年10月17日	岩舟町長の解職の請求(地方自治法第81条) 〔有効署名数:5,278名〕 （町長が辞職願を提出(H23.11.21辞職)、12.25新町長就任）
平成23年10月21日	第3回「栃木市・岩舟町合併協議会」開催
平成23年10月31日	佐野市・岩舟町合併協議会廃止

3 住民発議・住民投票



(1) 合併特例法に基づく合併協議会設置の住民発議の状況

① 合併旧法・合併新法・改正合併新法第4条に基づく住民発議

No.1～17は合併旧法、No.18～20は合併新法、No.21は改正合併新法

No.	合併請求市町村	合併対象(関係)市町村	請求日	請求後の動き
1	小山市	栃木市	H9. 9. 22	H9. 9. 25 議会付議の意見照会 H9. 12. 17 栃木市長は「議会に付議する」回答 H10. 3. 18 両市議会で可決 H10. 4. 1 合併協議会設置 H12. 6. 30 合併協議会休止
2	佐野市	田沼町、葛生町	H9. 12. 4	H9. 12. 10 議会付議の意見照会
	田沼町	佐野市、葛生町		H10. 2. 13 各関係2市町長は「議会に付議する」回答 H10. 3. 20 関係3市町議会で可決
	葛生町	佐野市、田沼町		H10. 4. 1 合併協議会設置 H17. 2. 28 合併
3	藤岡町	大平町、岩舟町	H14. 11. 25	H14. 11. 27 議会付議の意見照会 H15. 2. 25 関係2町長は「議会に付議する」回答 H15. 4. 25 関係3町議会で可決 H15. 5. 1 合併協議会設置 H16. 4. 30 合併協議会廃止
4	栃木市	西方町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町	H14. 11. 26	H14. 11. 28 議会付議の意見照会 ～H15. 2. 26 大平町長は「議会に付議する」回答 他関係4町長は「議会に付議しない」回答 〔終了〕
5	黒磯市	那須町、西那須野町、塩原町	H14. 12. 24	H14. 12. 25 議会付議の意見照会 ～H15. 2. 27 関係3町長は「議会に付議しない」回答 〔終了〕
6	今市市	日光市、足尾町、栗山村、藤原町	H14. 12. 27	H15. 1. 9 議会付議の意見照会 H15. 4. 8 関係4市町村長は「議会に付議する」回答 ～H15. 6. 13 関係4市町村とも議会に付議し、栗山村のみ否決 〔終了〕
7	矢板市	塩谷町、氏家町、高根沢町、喜連川町	H15. 2. 28	H15. 3. 4 議会付議の意見照会 ～H15. 3. 28 高根沢町長は「議会に付議しない」回答 他関係3町長は「議会に付議する」回答 〔終了〕
8	小山市	南河内町、国分寺町、野木町	H15. 6. 17	H15. 6. 18 議会付議の意見照会 H15. 8. 11 関係3町長は「議会に付議しない」回答 〔終了〕
9	日光市	足尾町	H15. 6. 17	H15. 6. 23 議会付議の意見照会 H15. 7. 16 足尾町長は「議会に付議しない」回答 〔終了〕
10	足尾町	日光市、今市市、藤原町	H15. 7. 22	H15. 7. 28 議会付議の意見照会 H15. 9. 9 関係3市町長は「議会に付議しない」回答 〔終了〕

No.	合併請求市町村	合併対象(関係)市町村	請求日	請求後の動き
11	壬生町	宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、高根沢町	H15. 10. 21	H15. 10. 24 議会付議の意見照会 ~H16. 1. 26 関係5市町長は「議会に付議しない」回答〔終了〕
12	高根沢町	宇都宮市	H16. 3. 1	H16. 3. 2 議会付議の意見照会 H16. 3. 4 宇都宮市長は「議会に付議する」回答 H16. 3. 12 宇都宮市議会で可決 H16. 3. 18 高根沢町議会で否決 H16. 4. 18 住民投票実施
13	黒磯市	大田原市、湯津上村、黒羽町、那須町	H16. 3. 15	H16. 3. 15 議会付議の意見照会 ~H16. 5. 14 関係4市町村長は「議会に付議しない」回答〔終了〕
14	那須町	大田原市、黒磯市、湯津上村、黒羽町、西那須野町、塩原町	H16. 5. 6	H16. 5. 6 議会付議の意見照会 ~H16. 8. 2 関係6市町村長は「議会に付議しない」回答〔終了〕
15	芳賀町	真岡市、二宮町、益子町、茂木町、市貝町	H16. 8. 19	H16. 8. 19 議会付議の意見照会 H16. 9. 30 関係5市町長は「議会に付議しない」回答〔終了〕
16	石橋町	宇都宮市	H16. 9. 6	H16. 9. 10 議会付議の意見照会 H16. 9. 28 宇都宮市長は「議会に付議する」回答 H16. 10. 15 宇都宮市議会で可決 H16. 11. 2 石橋町議会で否決 H17. 2. 20 住民投票実施
17	栗野町	栃木市	H17. 3. 3	H17. 3. 4 議会付議の意見照会 H17. 5. 30 栃木市長は「議会に付議しない」回答〔終了〕
18	藤岡町	佐野市	H20. 12. 26	H21. 1. 13 議会付議の意見照会 H21. 2. 12 佐野市長は「議会に付議する」回答 H21. 2. 20 佐野市議会で可決 H21. 4. 7 藤岡町議会で否決 H21. 7. 26 住民投票実施
19	西方町	鹿沼市	H21. 4. 28	H21. 5. 7 議会付議の意見照会 H21. 5. 27 鹿沼市長は「議会に付議する」回答 H21. 6. 23 鹿沼市議会で可決 H21. 7. 15 西方町議会で可決
20	岩舟町	栃木市	H22. 6. 9	H22. 6. 10 議会付議の意見照会 H22. 7. 28 栃木市長は「議会に付議する」回答 H22. 9. 3 栃木市議会で可決 H22. 9. 24 岩舟町議会で否決 H23. 1. 23 住民投票実施

② 合併旧法第4条の2(同一請求)に基づく住民発議

同一請求関係市町村	請求日	請求後の動き
大田原市、黒磯市、湯津上村、黒羽町、那須町、西那須野町、塩原町	H16. 6. 3 ~ H16. 6. 16	~H16. 8. 18 関係7市町村とも議会に付議し、湯津上村のみ可決 〔終了〕



(2) 住民投票の状況

① 条例に基づく住民投票

No.	市町村名	投票日	提案者	内 容	投票率	結果		備 考
						票数	割合	
1	南河内町	H15. 10. 26	町長	合併の相手先を問う	62. 52%	9, 807	—	
				3町（南河内町・石橋町・国分寺町）対等合併	—	5, 284	53. 88%	
				宇都宮市への編入合併	—	4, 345	44. 30%	
				無効	—	178	1. 82%	
2	日光市	H15. 12. 7	議員	合併についての意思を問う	70. 17%	10, 218	—	
				日光市・今市市・足尾町・藤原町・栗山村	—	6, 590	64. 49%	
				日光市・足尾町	—	291	2. 85%	
				日光市単独	—	3, 237	31. 68%	
				無効	—	100	0. 98%	
3	藤原町	H16. 11. 28	町長	今市市、日光市、足尾町及び栗山村との合併の是非を問う	58. 42%	5, 475	—	
				賛成	—	4, 024	73. 50%	
				反対	—	1, 317	24. 05%	
				無効	—	134	2. 45%	
4	日光市	H17. 2. 27	直接請求	合併に関する住民の意思を問う	67. 44%	9, 759	—	
				賛成	—	7, 150	73. 27%	
				反対	—	2, 520	25. 82%	
				無効	—	89	0. 91%	
5	河内町	H17. 4. 17	直接請求	宇都宮市との合併の是非	56. 90%	15, 630	—	
				宇都宮市との合併	—	13, 278	84. 95%	
				河内町単独	—	2, 228	14. 26%	
				無効	—	124	0. 79%	
6	栗野町	H17. 5. 22	議員	鹿沼市との合併の可否	80. 53%	6, 738	—	
				賛成	—	3, 774	56. 01%	
				反対	—	2, 911	43. 20%	
				無効	—	53	0. 79%	
7	栗野町	H17. 11. 13	町長 (陳情)	栃木市への分町編入の可否（永野地区）	88. 77%	1, 154	—	有効投票の 3分の2 (66. 66%) 以上をもって 総意
				賛成	—	613	53. 40%	
				反対	—	535	—	
				無効	—	6	—	
8	岩舟町	H20. 7. 27	町長	合併の枠組みを問う	57. 65%	9, 062	—	
				1市5町（栃木市・西方町・大平町・藤岡町・都賀町）	—	3, 485	38. 46%	
				1市1町（佐野市・岩舟町）	—	5, 492	60. 60%	
				無効	—	85	0. 94%	
9	西方町	H21. 12. 20	直接請求	合併の相手先を問う	83. 59%	4, 666	—	
				1市4町（栃木市・西方町・大平町・藤岡町・都賀町）	—	2, 720	58. 29%	
				1市1町（鹿沼市・西方町）	—	1, 912	40. 98%	
				無効	—	34	0. 73%	
10	岩舟町	H23. 8. 28	町長	合併の枠組み及び合併の是非を問う	76. 37%	11, 844	—	
				栃木市	—	6, 485	54. 75%	
				佐野市	—	5, 037	42. 53%	
				合併しない	—	280	2. 37%	
				無効	—	42	0. 35%	

② 合併特例法に基づく住民投票

No.	合併請求 市町村	合併対象 (関係)市町村	投票日	請求者	署名総数 (有権者数)	投票率	内容	結果		備考
								票数	割合	
1	高根沢町	宇都宮市	H16. 4. 18	町長	—	63.08%	投票総数	14,778	—	宇都宮市との 合併協議会設 置に係る住民 投票
							賛成	7,410	50.14%	
							反対	7,195	48.69%	
							無効	173	1.17%	
2	石橋町	宇都宮市	H17. 2. 20	住民	3,809 (16,449)	54.07%	投票総数	8,696	—	宇都宮市との 合併協議会設 置に係る住民 投票
							賛成	3,320	38.18%	
							反対	5,275	60.66%	
							無効	101	1.16%	
3	藤岡町	佐野市	H21. 7. 26	住民	4,088 (14,945)	68.34%	投票総数	10,070	—	佐野市との合 併協議会設置 に係る住民投 票
							賛成	3,365	33.42%	
							反対	6,595	65.49%	
							無効	110	1.09%	
4	岩舟町	栃木市	H23. 1. 23	住民	5,155 (15,326)	71.96%	投票総数	10,882	—	栃木市との合 併協議会設置 に係る住民投 票
							賛成	5,963	54.80%	
							反対	4,843	44.50%	
							無効	76	0.70%	